

平成29年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月14日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	12 番 三 澤 一 男 君
13 番 平 沢 恒 雄 君	

欠席議員（1名）

11 番 赤 羽 千 秋 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
会計管理者 小林好子 君	総務課長 赤羽孝之 君
税務課長 村田鋭太 君	住民課長 塩原美智代 君
保健福祉課 堤 岳志 君	子育て支援課長 百瀬尚代 君
保育園長 宮澤寛徳 君	産業振興課 藤沢洋史 君

建設水道課長 篠原雅彦 君

教育次長 上條憲治 君

総務課長
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をすることは許可となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

赤羽千秋議員が欠席のほかは全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第２回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 ９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、１２番、三澤一男議員、１番、大池俊子議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「貧困家庭を支える体制づくりは」を質問してください。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、質問に入る前に、本庄新村長になっての初めての一般質問でありますので、冒頭にあたり、一言述べさせていただきます。

村民1人1人に目を向けた政治を目指して、安心して住みよい村づくり、農業と自然が輝く村づくりや、福祉施策等、高齢者支援の充実など、共同の村づくり、村民主役の村づくりを大きく掲げて出発しました。健康にはくれぐれも留意され、力を発揮されることを期待しまして、それでは、第1番目の一般質問に入らせていただきます。

1つ目に「貧困家庭を支える体制づくりは」。子どもの6人に1人が貧困の状態にあると言われています。現在、子ども食堂や学習支援といった民間の取り組みも広がっています。さらに、参加できない子どもたちへの対応や、抜本的な解決となるような取り組みが自治体に求められています。負の連鎖を食いとめるための教育や、それをさせる生活支援が必要であります。

質問。まず1つ目に、村内の困窮者は把握できていますか。貧困の実態調査は行われていますか。

2つ目に、貧困家庭への具体的な支援や計画はありますか。就学援助なども含めてお願いします。

3つ目に、村での子ども食堂や学習支援の計画はありますか。民間の協力も得てで

きるかどうかということをお願いします。

これで1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） それでは、「貧困家庭を支える体制づくりは」のご質問にお答えいたします。ご質問の相手が村長と教育長になっていきますけれども、あらかじめ村長と調整いたしましたので、私からお答えを申し上げます。

まず、1番目のご質問の「村内の困窮者は把握できているか。貧困の実態調査は行っているか」についてであります。貧困の実態調査は行っておりません。このことから、貧困による世帯の状況については、正確に把握できておりません。

国の調査によると、子どもの相対的貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困状態にあるという結果が示されています。山形村においては、相対的貧困率に関する統計数値はありませんので、就学援助費支給状況や児童扶養手当の支給状況から推測をしてみますと、就学援助費等の支給率は5.5%程度となります。就学援助費等に限った状況から推測しますと、18人に1人の割合で生活が厳しい状況にあると推測されます。

また、山形保育園の状況について申し上げますと、保育園では年収360万円以下の世帯に対して保育料の軽減を行っており、今年度、年収360万円以下の世帯数の割合は23.9%となっています。一方、市町村民税非課税世帯、均等割のみの世帯数の割合は、11.1%となっています。このような現状から推測しますと、10人に1人程度の割合で生活が厳しいものと推測されます。

以上、申し上げました推測数値は、子どもの発達段階での一部を捉えたものであり、統計的に数値を示したものではありませんが、現在の社会情勢から考えますと、相対的貧困率は本村においても今後増大する傾向にあると思われます。

次に、2番目のご質問の「貧困家庭への具体的な支援、計画は」についてですが、保育園段階におきましては、保育料の軽減が毎年度行われております。また、義務教育段階においては、就学援助費の支給が行われています。就学援助費支給の取り扱いについて、本村では毎年度、国から示される生活保護基準額に対し、1.6倍未満であれば生活困窮者と判断することとしており、就学援助費支給対象者の範囲を広げてきております。

次に、3番目のご質問の「村での子ども食堂や学習支援の計画はあるか」についてありますが、子ども食堂については村内で民間による開設の動きがあるという話は聞いております。しかし、詳しい内容は把握しておりませんので、協力のあり方等については、現在、特に考えを持っておりません。

また、学習支援の計画ですが、子どもの居場所という観点から計画していければと考えています。そのためには、子どもの生活実態から子どもを取り巻く課題を把握し、制度や計画に結びつけていくことが必要と考えます。そこで、子どもの生活実態調査をまず行い、把握した課題に対し、地域として実現可能なことから取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） まず、1つ目の問題で、実態調査はまだ実際に行っていないということで、あまり把握できていないということなのですが、今の社会的な情勢からいって、貧困家庭が増えているところからいくと、はっきり実態調査を行った上で、その対策というのをきめ細かに立てていく必要があるのではないかと思います。その点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 相対的貧困率を推計する国の調査は2種類あるのですが、抽出で調査が行われています。内閣府の関係の調査と厚労省の関係の調査がありますが、直近では厚労省の生活実態調査の数値が6人に1人という子どもの相対的貧困率を表しているものになります。

この調査の項目について、村が独自でやるのは非常に困難ですし、かなり数値として相対的貧困率を求めるということでこの村だけの数値で出したとしても、あまり効果がないかなと思います。であれば、それにかわるべき調査はどんな調査ができるかというと、子どもの生活実態調査というのが現実的かなと考えています。

それは、子どもが家族と一緒に過ごせる時間であったり、家族が子どもの宿題を見てあげられる時間であったり、食事を一緒にとれているかどうか、孤食なのかどうかといった調査の中から、子どもの居場所というものをどう考えるか。家庭生活を地域としてどう補完するかというような考え方で取り組みを進めていくのが、山形村にとっては現実的であり、地域の子どものということで、子どもを地域で育てるということからは、貧困だけに特定するということではなくて、子どもの居場所ということで制度設計をしていくのがいいのかなというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 2つ目の質問の中で、就学援助制度があつて、今、利用しているのですが、人数的にはどれぐらいいるのでしょうか。それから、貧困家庭の実際にフォローというのは、社協を通してマイサポが行っています。その中で、生活困窮者自立支援事業というのがありまして、県の社協の関係で村の社協も連携しながら、生活困窮者に対してのフォローをしているわけですが、その点で実際にはどのような状況になっているのかをお聞きしたいと思います。就学援助の子どもたちの人数と、生活困窮者の自立支援制度のマイサポに関して、村としてどのように把握しているかをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） それでは、就学援助の支給対象児童数を申し上げます。予算の数値になっているかと思いますが、43人という状況であります。ただ、これは申請主義なものですから、学校へは申請にあたっての全保護者宛ての通知を出しておりますけれども、申請があつて需給認定というふうになるものですから、潜在的に数値がどうかというのはわかりませんが、申請者数としては予定している人数が43名という状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） それでは生活困窮者自立支援事業について、ご説明させていただきます。生活困窮者自立支援事業につきましては、平成27年4月から制度がスタートしております。議員のおっしゃるとおり、現在、自立支援相談機関としては、通称「マイサポ東筑」、正式名称でいきますと、長野県東筑就労支援センターが様々な相談を実施しております。

主な相談内容としましては、失業して仕事が見つけれないですとか、借金や多重債務、病気で生活が苦しい等の生活困窮、もろもろ、全般にわたって相談をしております。実施主体は塩尻市の社会福祉協議会に委託をして実施をしております。職員は2名と伺っております。

主な相談内容は、先ほど申し上げました生活困窮にかかわる全般の相談になりますが、山形村の現状といたしましては、平成28年度の実績で申し上げますと、相談者が13名いらっしゃいました。延べ78回の相談を受けたというふうに報告をいただいています。主な相談内容ですが、収入生活費の関係、就職の関係、病気ですとか引きこもりの関係の相談を受けていただいて、それぞれ対応していただいているという

報告を受けております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 生活困窮者自立支援事業の関係、マイサポでやっているわけですが、この件について、必須事業と任意事業があって、自立支援事業として住宅確保のための住居給付金支援、家賃補助とか、あと相談なのですが、任意事業の中で、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、その他の自立促進事業などを行うということになっています。

先ほど、村の方が13人、8回の相談で行われているということですが、その中で社協の方がやっているのですが、村としてはどのようにかかわってきたかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 相談者の関係、13名いると報告させていただきましたが、まず、直接マイサポに電話をして相談される方もいらっしゃいますし、保健福祉課の地域包括支援センターに直接相談していただく方もいらっしゃいます。それぞれ、その方の相談内容に応じまして、マイサポと包括支援センターの社会福祉士、社会福祉協議会が連携して、相談対応をしております。通常としましては、村としてはマイサポの制度についてPR等をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 私もマイサポへ電話をして伺いました。その中で、東筑は塩尻の県社協で窓口になってやられているということですが、本人と面談して何ができるのか、簡単にはなかなか終わらないということで、2年以上続けて相談を受けている人も多いということです。

その中で、家庭の問題や借金などの問題が出てきて、課題を見つけながら解決していくということですが、こういう状態になると、生活保護につながるのが多いと思うのですが、その生活保護というのは村でやっていることなので、社協だけでなく、やはり村としてどういうふうにつなげて責任を持っていくかということにつながってくると思うのですが、その関連というか、そこら辺の連携というのはどんなふうにとられているのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） まず、生活保護の支給決定については、山形村は福祉事務所がございませんので、合同庁舎内にある福祉事務所で、県の職員の方で相談支給決定をしていただいております。当然、生活保護を受給するまでの経過としては、包括の職員、マイサポの職員も支援会議等、密に相談をとらせていただきながら支援をしておりますし、マイサポも、議員おっしゃったように、継続的な支援がなかなか短期間では解決する問題ではございませんので、その都度、村の職員も相談日等に同席させていただいて、合わせて対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは3番目の子ども食堂や学習支援の件についてですが、村で実態調査しながら、やはり子どもの居場所づくりとして考えていきたいということなのですが、現在、子ども食堂、また子ども塾などが県下でもかなり活発に行われています。また、山形村の中では行われていないのですが、村の住民の方も安曇であったり塩尻であったり、いろいろな方向で活躍されている方が出てきていますが、この件について、村として、先ほど居場所づくりとして考えていきたいというわけですが、村の中でも少しその動きが出てきていますが、その点でもう少し力を入れて情報を収集しながら、子ども食堂または無料塾というか子ども塾の立ち上げのための準備を始める計画をしていただけないか。どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 子どものために誰ができることをどの範囲でやるかは、やはり地域住民の力かなと思っております。ですから、そういう動きがあれば、もし教育行政としてご協力できることがあれば、ぜひ一緒に協力してやっていきたいと思うものですから、もし情報等でご存じのものがあれば教育委員会へつなげていただければ大変ありがたいと思います。

教育行政も、子どもの居場所ということで、子ども食堂だけではなくていろいろな地域の方々の役割が生かせるような、そういった居場所が総合的にできればいいなと思っていますものですから、またぜひ情報等、つなげていただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これで最後になるのですが、やはり貧困を支えるということは、村も、社協も含めていろいろな連携のもとに、責任を持っていかなければいけないことだと思っています。とかく生活がどん底になってしまうと、意欲が出てこないとい

うか、テレビでもやっていたのですが、希望が持てないとか意欲が持てないという状況に陥りがちなのですが、その人たちのためにもやはり救う手立てというか、どんなふうにしたらその人たちに働いて自立して立ち上がってもらえるかとか、そういうために村としてもいろいろな機関と連携しながら働きかけていかなければいけないと思うのですが、今の社協のマイサポの中も食料支援などを実際にやっているわけですが、私も少し協力させてもらっているわけですが、当面の手立て、数日間の立ち直りみたいなのが継続しているのですが、全体的に貧困に陥った人たちに将来的な展望をどのように持たせて、自立していついていただけるかという展望みたいなことを村としてどのように計画されて、これからやっていくのか、その点で考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 全般にかかわることでありまして、貧困率の実態の把握の仕方ですが、例えば収入だけを見ますと、一律に所得いくら以下とか見方というか判断もできるわけですが、実際には家庭の中に入ってみませんと、収入にしても、実際にその家庭がどうかという、数字として挙がってこない収入も当然、それぞれの家庭にはあるわけでありまして、そういったこともあって、こういった小さい村でありますのでやはり山形村の持っている、村民の皆様のお互いに扶助をして助けるというところに期待をして、福祉施策も進めなければいけないというふうに考えております。

それと、3番目に出ております子ども食堂であります。これも主体がどこであるかということがまず一番大事だと思います。行政が責任を持って、行政が中心となっていくのか、それとも民間の皆様の、村民の皆様の自主的な活動を行政がどこまでお手伝いするか。官と民のかかわり方をまずどうするか、そこをはっきり、お互いに連携をしながら、ルールを決めながら進めていくというのが、山形村モデルというのですか、そういったものを確立していく必要があるというふうに考えています。

そんなことでありますので、村民の皆様にもいろいろ関心を持っていただき、力を貸していただきながら、進めていく問題だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この子ども食堂、また貧困の問題については、やはり今、村長

が言われたように、助け合いの中で、民がやるとか村がやるという問題ではなくて、話し合いの中からよい方法を生み出していくというのが一番やりやりやすく長持ちのするやり方だと思いますので、この点についてはそういうことでいいです。

○議長（平沢恒雄君） それでは、大池俊子議員、次に質問事項2「障害者の就労支援は」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 2つ目の質問で「障害者の就労支援は」ということで、平成25年4月より開店されていたすばる内の食堂が休みとなっています。障がい者の就労支援の場として期待されていて、非常に残念であります。障がい者就労支援事業の1つとして重要と考えますが、どう捉えていますか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「障害者の就労支援は」のご質問に対してお答えします。障がい者支援事業の1つとしてどう考えるかということですが、山形村社会福祉協議会が「いちいの里すばる」内で運営をしておりました軽食喫茶すばるであります、いろいろ事情がございまして、現在、休止をしているという状況であります。現在は交流スペースとしてセルフ式のコーヒーメーカーを設置し、村民の方に開放しております。

障がい者の方の就労場所としては、現在も掃除などをお願いしておりますので、雇用の場としての機能はしております。

今後につきましても、引き続き障がい者の皆様の雇用の場としての運営は社会福祉協議会をお願いをする予定であります。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 村でも、山形村の障害者等自立支援事業実施要綱をこの4月につくられたわけですが、実際に障がい者の就労支援という問題については一緒に考えていかなければいけない問題だと思いますので、すばるが休まれているということで、その中で村として、社協での再開とか利用というだけでなく、村として一緒にどういうふうに活用し、また就労者の支援場所として拡大していくのかという点で考えがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 障がい者就労支援でありますけれども、これはいろいろな自治体でも重要な行政課題でありますので、取り組んでいるわけではありますが、例えば山形村はこのすばるという軽食喫茶で障がい者の就労の場所という試みをしたわけでありますけれども、なかなか思うように利用が伸びなかったり、いろいろな問題があつて、現在休んでいるという状況であります。

今、社会福祉協議会の、正式に決まっているわけではないのですが、打ち合わせの中では、例えば農業関係で何か仕事がないかだとか、アマニ油を利用する方法はどうかとか、いろいろな案といいますか、そういったことが出てはおります。なかなかこれは、やってみないとという言い方もあれですけれども、いろいろ試行錯誤しながら何かいい方法がないかと模索中というところが現状であります。

そんなことでありますので、またいろいろなアイデアがありましたらお寄せいただきながら、社会福祉協議会とも連携をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） このすばる食堂の場所については社協の関係なのですが、利用についてはこういう状態になってきて、村としてもいろいろ住民の居場所的なものも含めて利用は可能になるのかどうか、という点で、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 軽食喫茶すばるのところは、今、社協では住民の皆さんのフリースペースということで、先ほど申し上げましたように、コーヒーメーカー等を置いて、いつでもどなたでもご利用いただけるような設備になっているということでごつております。

あくまでも社協が実施主体なので、そちらの運営に関してはあまり村で「ああしてください」ということはなかなか言いづらいのですが、また村の包括等のいろいろな教室とか、そういうサロンの部分でまた利用ができれば、今後は連携を取りながら有効活用できるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） せっかくの村民の居場所として、やはり広い範囲で上手に活用

できるような形でぜひ持って行ってほしいと思います。この質問はこれでいいです。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。次に、質問事項3「国民健康保険の都道府県化について」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 3つ目の質問で、「国民健康保険の都道府県化について」。

2015年5月に「持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法」が成立しています。

2018年度、来年ですが、国民健康保険の保険者が都道府県と市町村になります。従来との違いは、都道府県が国保財政運営を行う。つまり、財布を握ることにより、市町村に医療費削減をさせることが目的であると思われます。

質問。1つ目に、2016年4月に厚労省から都道府県に対して、国民健康保険運営方針の策定や納付金及び標準保険料率の算定方法について、ガイドラインが示されました。今後の流れはどうなりますか。

2つ目に、都道府県単位化で、山形村の国保税はどのように変化するのでしょうか。

3つ目に、山形村でも国保税の滞納が年々増えています。都道府県化でますます増える心配がありますが、その対応は考えているのでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「国民健康保険の都道府県化について」のご質問でございます。

1番目のご質問の「ガイドラインが示され、今後の流れはどうなるか」ということでありますけれども、これまでに長野県と市町村国保の代表により、納付金・標準保険料率の算定について協議を行い、長野県の国民健康保険運営方針の策定についても同様に協議を行っております。

今後のスケジュールであります。納付金関係では今年、平成29年夏に国から納付金の算定に向けた公費の考え方が提示されます。県は市町村と協議しながら、納付金・標準保険料率の試算を行い、10月下旬に国から納付金算定に係る仮係数が提示され、県では30年度、来年度に必要となる給付費等の推計と納付金の仮算定を行います。

12月末に国から確定係数が提示され、県はこれを用いて算定を行い、1月に各市町村の納付金・標準保険料率を確定し、市町村に通知します。

村におきましては、県の仮算定後と確定後にそれぞれ国保運営協議会において審議を行い、最終的な平成30年度の保険料率の算定を予定しています。

また、県の国保運営方針については、パブリックコメント実施後11月下旬から12月に知事決定され、県の国保条例については12月の定例の県議会の後、県の国保条例が制定となります。

村におきましては、国保料率を含めた所要の条例改正案について3月の定例議会で審議をいただく予定であります。

これらの流れにより来年平成30年度4月より、長野県国民健康保険としての新制度がスタートいたします。

次に、2番目のご質問の「都道府県単位化で、山形村の国保税はどうか」というご質問であります。国においては、後期高齢者医療制度と同様に国民健康保険制度においても県内統一の保険料が想定されております。平成30年から統一保険料とするためには、保険料率の算定に影響を与える医療費水準や所得水準等について、県内の市町村格差がないことが理想ではありますが、長野県におきましては1人当たりの医療費について市町村間で最大2.6倍の差があります。全国で2番目に格差が大きい状況であります。1人当たりの保険料につきましても、最大3.6倍の差があり、全国で一番格差が大きいため、平成30年度については統一保険料とはなりませんので、山形村の保険料が急速に下がるということもありません。なお、低所得世帯の負担軽減のための7割、5割、2割の軽減は従来どおりでございます。

次に、3番目のご質問の「滞納が年々増えているが、都道府県化でますます増える心配があるが対応は。短期保険証、資格証明書の実態は」という質問であります。ここ数年、当村の国保税の収納率は、現年分については94%台で推移しています。平成27年度の県の平均値が94.3%となっていますので、県の平均には達していますが、被保険者が3,000人未満の同規模の町村の平均は96.0%です。村よりも他の市町村が徴収率が高いという状況であります。

平成29年6月5日現在の国保税の滞納者は140名であります。滞納額は4,150万円余となっております。年々増加の傾向にあります。

村では、引き続き制度の説明や納税に対する意識の向上などを図り、徴収対策に力を入れていきたいと考えております。運営が県に移行いたしましても被保険者の皆様には今までと変わらず健全な制度運営にご理解とご協力を賜りたいと考えております。

次に、「短期保険証、資格証明書の実態はどうか」ということでありますが、現在

は短期被保険者証、資格証明書の両方とも交付はしていない状況であります。

「短期被保険者証」というのは、保険税の滞納がある世帯の方に交付する通常よりも短い期間の被保険者証のことですが、平成28年度においては、県内の91%の市町村が交付をしております。一定の徴収効果が見込まれることから、山形村といたしましても今年度10月から有効期限6カ月の短期被保険者証の交付を予定しております。資格証明書については、今回交付予定はありません。

短期被保険者証であります、一番の目的は対象者の方に被保険者証の有効期限ごとに役場に来庁していただきますので、納付相談等の機会を設けることができます。被保険者に対して医療機関への受診を抑制することは決してありませんので、短期被保険者証は個々の疾病状況を配慮して交付する予定でありますので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1つ目の全体の流れについてはわかりました。納付金標準保険料率の試算結果というのは、もし出ていたら、どのようになっていたかをお願いします。

それから、2つ目の質問の中で、「山形村の国保税はどうなるか」ということで、これから県の流れの中でやっていくと思うのですが、前から県の広域化というのが言われる中で山形村は非常に国保税が高く、県下でも3番目の高さであります。そのかわりに、どのぐらいかかっているかというのに対しては、60番目に低いという状況の中で、あまりにも国保税が高いという中で、広域化になったら標準化されて下がるからというのをずっと言われてきて、全体の話の中でも6割以上の市町村が実際は上がるという話も聞いていますが、そういう点では実際にはまだこれから決めると思うのですが、どのような傾向になるか、推定ができましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 積算につきましては28年度中に2回の納金の仮計算を行っておりますが、1回目は繰越金等の市町村の理解度が統一されていないという状況もありまして、算定後にかなり数字が移動いたしました。また、過去3年間の医療費水準をベースにしておりますので、本当に市町村によって、我が山形村でもそうですけれども、1年間に何千万という医療費の給付費が変動をいたしますので、直近まで数値が動くことが想定をされております。

そのような状況があるのに加えまして、市町村によっては保険料を抑制するために、一般会計からの法定外繰入を行っている市町村もあったりということで、先ほどの村長の答弁にもございましたけれども、長野県下においては市町村の状況がまちまちとなっております。そういった中で、従来から山形村におきましては、他の農村地帯と同様に保険料が全県下の中でも非常に高い位置になってきているわけですが、そもそもこの国保制度が新しい制度によって市町村国保ではなく長野県の国保となるということは、今度、市町村の中の所得階層の高い方と低所得の方の間で行われていた相互扶助というのが、今度は長野県下で比較的所得水準の高い市町村とそうではない小さなところとの相互扶助という形になりますので、その大前提に基づきますと、先ほどの村長答弁にありましたとおり、山形村の保険料率が急激に下がるということは非常に難しいのかなというふうには考えております。

ただ、そういった中で、今まで拠出金というような形で納付していたのが、今度は納付金という形になっておりますけれども、山形村が現在保険料として徴収する額よりも、納付金は数千万といたしますか、そんなにまだ詳細な数字ではありませんでしたが、徴収できる保険料率よりも納付金为上回るということが2回目の試算では出ておりました。

ですけれども、1位の川上村等におきましては、現在も高額の保険料に加えて、非常に、それに比べて医療費は少ないにもかかわらず、やはり今回の算定方式が所得に依存するところが非常に大きいために、所得の高い市町村に対しては保険料率が跳ね上がるという。通常考えられます医療費の伸びの5%を超えて保険料が上がる市町村については、激変緩和ということもしなければいけません、それについてはまだ長野県内、どのような市町村を対象に激変緩和するかということもこれから検討がされていく段階であります。

ですので、現時点ではまだ詳細な数字が出せないという状況であることをご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、答弁されたように、山形村は納付金が結構多いということになってくると思いますが、滞納の問題なのですが、滞納も年々増えています。不能欠損についても、まだ決算が出ていないのですが27年度は120件で、191万1,400円の不能欠損が出ています。

こういう状況で、滞納も年々、国保税は増えています。というのは、失業した方も、収入のない方も、会社などを退職されて最後に入るのが国民健康保険ということで、どんな人でも入って、保健医療というのが保証されていくというふうにつながってくるので、収入のない人もこの国保には入らないと医療が受けられない状況なので、そういう問題も出てきていると思います。

村として、今まで短期保険証も資格証明書も出されなかったというのは、非所に名誉なことだと思っていましたが、先ほど、短期保険証についてはこの10月より出す予定だということで、非常に残念な思いはあります。でも、滞納がこれだけ増えていて、少しでも滞納解消につながればということでは理解できますが、この短期保険証の発行は大体何件ぐらい出てくるのか。

○議長（平沢恒雄君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） それではお答えします。対象者はどのくらいになりそうかというご質問ですけれども、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、滞納者は140名いるというお話をしました。そのうち、分納誓約等で計画的に納付されている方、また病気の方のいる世帯、小さなお子様がいる世帯等には配慮が必要だと考えておりまして、人数対象者は今後精査をしていく予定ではおりますが、この場では何人というふうな具体的な数字は今のところは申し上げられない状況であります。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今の答弁の、人数は140人の滞納者がいるということで、だんだん村民の中の状況も大変になってきているというところで、広域化によって保険料が上がるのが想定されています。いよいよ大変になってくるなというのを感じています。

村として、今、例えば原村は高齢者の医療費は無料であるとか、いろいろな施策をやりながら、今まで村民に対しても、村の中でもそうですが、みんな健康で医療にかかることもできてというところでやってきたことに対して、広域化によって上がって、また滞納が増えて、そのためにまたペナルティもあるのかなというの也被えられるのですが、村としてそういう点でのデメリットの面でのフォローができるのかどうか。予算をつけていかれるのか。

それと、今、村の中でやられているいろいろな施策に対しても、サービスが落ちないように、また村民の負担が落ちないような施策でフォローできるのか。広域化にな

っても今の状態が落ちない状態を維持できるかどうかということで、村長にこれから予測されるいろいろな問題に対しての村としてのフォローをしていけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大変難しい問題でありますので、こうだという明快な答えがあるわけではないのですが、やはり滞納の問題というのは、先ほど課長も申しましたとおり、相互扶助ということが前提に保険制度というのは成り立っているという制度でありますので、滞納というものにもある程度、ある程度という言い方も変ですけども、厳しく当たっていかねばいけない面というのは当然あると。

これは平等というものの考え方だと思うのですが、たしかに福祉という側面から見ますと、どうしても払えない方、それはもう当然あると思います。そういった方の対応と、何とかしていただければいけないかと思われる家庭もあったり、そんなこともありますので、現場でそれぞれの家庭の内情といいますか、そういったことまで配慮した中で、この短期証明書を発行することによって医療にかかりたい人がかかれなくなるという状況だけは避けなければいけないと考えてはおります。

明確な答弁にならなくて申しわけないですが、そんなことを考えながら対応したいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 想定の中での話になってしまっているのですが、やはり村でも以前、法定外繰入を何回かやってきた経過があります。そういう点から見ても、国保税の値上げや滞納、今、短期保険証の問題が出たのですが、なるべく発行しなくても村民に対してフォローできるような体制をぜひつくってほしいと思いますし、県の広域化についてもすごく標準の税率というか、金額的に統一したというのもまだそんなに強く出ているのではなくて、緩やかなものがある、それぞれの市町村でやられている施策に対してはかなり認めているような点もありますので、ぜひ村でも、すごく上がってしまった国保税に対しては法定外繰入で賄うとか、短期保険証発行もなるべくいろいろな面を考慮しながら、フォローしながら、出さない方向で、村民の健康維持のためにぜひ村としても考えて、努力してほしいということで、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、よろしいですね。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 2 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「『ごみ分別収集』の安全化と機能化」を質問してください。

大月民夫議員。

（ 8 番 大月民夫君 登壇）

○ 8 番（大月民夫君） 議席ナンバー 8 番、大月民夫です。よろしくお願いいたします。

広域的なごみ処理行政の着実な推進によりまして、資源化意識も著しく向上する中で、当村におきましても村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ことごみ分別収集に関しましては、おおむね安定的に業務推進が行われているものと拝察をしております。

今回は、さらなる安全化と機能化に向けまして、2 つの視点から質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに「『スプレー缶回収』に関する村の指針について」お伺いします。

現状は必ず穴をあけ、金物類として資源化しておりますが、全国各地で穴あけの際に発生します火災事故が問題視され、抑止策を打ち出す自治体が出始めております。同じ広域施設組合であります松本市は、本年 4 月より、穴をあけずに専用ケースによる回収に切りかえました。

当村でこれまでにご検討された経緯がありましたら、その内容をお伺いします。あわせて、今後に向けて将来展望をお持ちでしたら、お示しをいただきたいと思います。

続きまして、「可燃用ごみ袋の縦裂け対応について」お伺いしたいと思います。可燃用ごみ袋が縦方向に裂けやすく、改善策を求める住民要望がかなり前から数多く寄せられております。自分自身も、ごみ収集場所まで持って行ってから、そこで破綻してしまい、粘着テープを自宅まで取りに帰る。そんな非効率な経験は何回かしております。

まずは、収集業務ご担当の皆さんの実務上での現況はいかがでしょうか。破綻して、散乱したごみを片づけなくてはならない事態が発生しているのかどうか。まずそこを最初にお伺いしたいと思います。

次に、袋の素材の厚みについてですが、当村は 3 5 ミクロンで、近隣市町村の中では最善の配慮をしてあります。ちなみに、調査結果では、松本市は 2 5 ミクロン、塩

尻市、朝日村並びに安曇野市は30ミクロンという設定でございました。縦裂けにつきましては、高密度ポリエチレン特有の物性で、防止策にも一定の限界はありそうだと思います。

そこで、材質を「低密度ポリエチレン」に切りかえる手法の検討着手を提言させていただきます。低密度ポリエチレンは、引き裂き強度はアップいたしますが、引っ張り強度は劣ります。厚みが、私が思うには最低でも50ミクロンぐらいにしないといけないかなとは思われます。少し重い、内容量がかなりボリュームがあるときに不安要素があるという点は心配ではございます。

検討着手にあたりまして、低密度ポリエチレンで、これは印刷はかけなくてもいいと思うのですが、無地袋で構いません。一定程度の試作品を作成し、できるだけ多くの村民の皆さんにモニターとして協力を願い、実際に使用した意見掌握を試みるモニタリングからまずスタートして願えればと思っております。具体的な数量提案等は再質問の際に申し上げる予定をしております。

ごみ問題は、今後も延々と続く課題が山積する分野であると思われれます。課題に対する対応策も即効的に効果を生み出すケースが打ち出せれば理想ではありますが、いろいろと失敗を重ね、試行錯誤しながら、チャレンジして生み出した効果はより基調と考えます。所見を伺いたいとおもいます。

なお、通告書に添付いたしました参考資料ですが、4年前にごみ袋価格見直し議論の際に、ごみ収集運搬委託料総費用のうち、ごみ袋販売代金、いわゆる住民負担がどんな割合を占めているか見出す意味で作成してみた資料でございます。今回、価格見直し後のデータも補足してみました。後ほどの再質問の際に引用する予定もありますので、一応、申し伝えさせていただきます。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「ごみ分別収集の安全化と機能化」のご質問にお答えをいたします。

まず1番目のご質問の「スプレー缶回収に関する村の指針について」でありますけれども、松本市では市の直営の収集車で職員が回収し、持ち帰ったものを職員が穴をあけて処分をするということのようでした。村とは体制が違いますので、なかなか実

施は難しい状況でありまして、検討はしていないということでもあります。

松本市では、その後、回収本数が多くなったこともあって、処分は業者委託で主には機械で行っているということも伺っています。カセットボンベについては、業者の手作業となるために相当の費用もかかるようであります。

穴をあけずに収集することは比較的大きな自治体から始まった動きであります、山形村独自で実施するのは現段階では困難だと判断をしております。

スプレー缶について、ごみの分別辞典では「必ず使い切り、火の気のない場所で穴をあけて出してください」というふうに記させていただいていますが、今後も事故防止のために注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、２番目のご質問の「可燃用ごみ袋の縦裂け対応について」であります、まず、収集業務の現況につきましては、担当事業者から縦裂けについての苦情や課題は出ておりません。また、村の可燃用ごみ袋は底にマチ部分を設けてあるため、底が抜ける予防となっております。収集事業者からは縦裂けよりも、夏の水分の多い残渣のある場合の袋全体が水風船状になって、非常に破れやすいことがあると伺っております。

次に、低密度ポリエチレンの検討であります、議員ご承知のとおり、高密度ポリエチレンは低密度ポリエチレンよりも縦方向の引き裂き強度に劣っているため、一度切れ目が入るとずっと破れることがあります、横の引っ張りに対する強度に優れ、薄手でも強度が得られます。これにより、現在は一部の自治体を除き、県内ほとんどの自治体は高密度ポリエチレンの可燃用ごみ袋を使用している状況であります。また、可燃用ごみ袋を焼却した際に、高密度ポリエチレンは高温で溶けるために短時間で焼却し、炉に係る負担も少ないようであります。焼却炉の延命化の点からも多くの自治体で高密度ポリエチレンが使用されているということだと思われます。

松塩地区広域施設組合の構成市村も皆、高密度ポリエチレンを使用していることから、低密度ポリエチレンへの変更は今のところは考えていない状況であります。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○８番（大月民夫君） 全般的な村の方向性につきましては、村長答弁でおおむねわかりました。ごみ問題というのは延々と続く問題ですので、不都合なところは何とか少しでも改善する。そんな意味でもう少し再質問させていただきたいと思います。

まず、スプレー缶の問題です。あえて原理を言ってもあれなのですから、スプ

レーの噴射剤成分というのは昔は専ら燃えないガスというかフロンガスでありました。しかしながら、地球のオゾン層を破壊する可能性があるということで、世界的な規模の使用が規制されたということで、以降は液化石油ガス等の極めて可燃性の高い、そんな噴射剤が代替を務めるようになったことで、逆に今回みたいな危険度が高いという事態を招いている。そんな経緯がございます。

報道によりますと、スプレー缶を資源化する際の穴あけ作業時の火災事故がひとところ本当に、日本中で頻発したみたいです。とりわけきっかけになったのは、札幌の問題ですね。1年弱の間に死亡事故が2件発生したということで、それが連鎖的に起こったということで、国も放っておくわけにいかないということで、記録によりますと一昨年6月に環境省は日本全国すべての市町村にスプレー缶を廃棄する際は穴あけをしない方向が望ましいという通達をしたということだそうです。

それを受け、先ほど村長、大きな市でということなのですが、まさに今、そうだと思います。静岡市辺りは早速、今回みたいな自発的な対応をスタートしたそうなのですが、このとき全国すべての市町村に環境省から通達を出したということで、そのときに村が通達を受けて何らかのアクションを起こしたのかどうか。もしどなたかそのときの経緯をご記憶のある方がいらっしゃれば、村の対応は当初はどうだったのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 今、お話のありました札幌市の事例ですとか、名古屋市等の事例も、私でも把握はしております。ただ、本当に1回限りの回収ではありませんし、一度始めれば、特にステーション回収というような形で始めるとなると、それ相応の準備期間と対応、また費用の問題も発生しておりますので、今現在、早急に取り組むことは困難ということで、まずはとにかく注意喚起を促していくという、そういう面の取り組みから始めていきたいと考えている次第であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） わかりました。私の今日の質問を契機に、即という思いはございませんけれども、やはりいろいろなリスクは除外していかなければならないということで、将来的な展望という意味で、大変恐縮ですが、もう少しこの議論を進めさせていただきたいと思っています。

松本市の状況は、先ほど村長からの説明がございましたが、私も環境資源課のご担当の方からお話を聞いてまいりました。松本市の今の状況だけ、村民の皆さんも知っ

ておいたほうがいいかなと思いますので、一応申し上げます。まず、回収は月1回やっております。その回収日には、スプレー缶用、乾電池用、ライター用、そして蛍光管及び体温計用。要するに4種類の専用ケースを各収集場所に設置して、そこに入れていただくと。そして、平ボディのトラックで回収を行っているということでございました。

回収業務の件ですけれども、先ほど村長もおっしゃったとおり、山形とは全く違います。担当スタッフはまさに松本市の職員さんが主力になってその任にあたっている。これは当村と全く違うということでございます。また、実際に回収した缶の穴あけ作業は、基本的には、先ほど申し上げたのですが、今、業者への外部委託をしているそうです。ただ、ウレタン系の塗料用スプレーなどは、業者も「これはだめだよ」と除外するような、その辺でも経費が大変かなと推測をさせていただきました。

ただ、松本市が市民にこの4月から交付するよという案内がどんなふうにしたのかをお聞きしてみたのですが、「スプレー缶の取り扱いについては国内で穴あけによる火災事故等が発生していることから、市民の皆さんの安全のために中身を完全に使い切って穴をあけずに出していただくこととします」という通達を出しました。それを受けて、担当の方に聞いたのですが、実は、場合によっては今までどおり、穴あけが安全なところまでできるという方は資源化の道も余地を残したのかなとお聞きしたのですが、それも全部撤廃したそうです、松本は。あくまでも市民の安全を最優先というスタンスから、穴あけ行為の根絶を全面的に目指すと。もうスプレー缶というのは穴をあけてはだめだよという意識を市民の皆さんに通達したということで、お金はかかるかもしれないですが、市民の命を守ることを最優先したのはすごいことですし、松本市だからできて山形だからできないという手はないかなと私は思いました。

すぐとは私も申しませんが、将来的な検討をしても結構ですけれども、ぜひご検討はいただきたいのですが、もし今後、スプレー缶の回収を山形が検討するとした場合、現在、蛍光管等の回収というのが年3回やっておりますよね。たしか、7月、11月、3月に行っていてありますが、この回収機会をできたら隔月、2カ月に1回ぐらいにしていいただいて、そのときにスプレー缶の回収処分をしていただく。そんな業者交渉というのでしょうか、もちろん相当な経費はかかるかもしれないですが、どのぐらいの経費を出せば可能だという検討だけは何とかしていただきたいと思います。その件について所見を伺います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） ご意見は伺って、検討材料にしたいと思っておりますが、ご承知のように、蛍光管もそうなのですけれども、以前は隔年に1回、北海道まで、やはり物の種類によって処分場所も全部指定されている状況ですので、蛍光管等につきましては、北海道まで運んでおりましたが、やはりここで非常に増えてきているものですから、一時的に最終処分場に保管しておりますけれども、それもあまり好ましくないということで、毎年搬出しなければいけない状況になってきております。

そういった中で、頻回に回収することがいいのか悪いのか、その点も、先ほど申し上げました村民意識の向上とかけ離しては考えられない。本当にごみ問題というのは永久に続く課題だと思っておりますので、そういったことも含めて、お時間をいただきながら、内部でも検討してまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしく願いいたします。まさにごみ問題は本当に永遠の課題というか、いろいろ問題があります。ただ、状況として、高齢化社会、また核家族化で高齢者だけの世帯、十分皆さん慎重にはやっけていらっしゃいますが、思わぬこともありうるものですから、何とかリスクは取り除くという、そんな方向で検討をお願いするというので、スプレー缶についてはこれで終了させていただきます。

ここで議長にお願いがございます。可燃用のごみ袋の件で、もう少し再質問させていただきたいと思うのですが、本日、低密度ポリエチレンで50ミクロン圧の袋見本というのを用意いたしました。村長と住民課長に手触りとか感触、外観、その辺だけ見ていただきながら、もう少し論議をさせていただきたいと思いますので、今、お渡しする許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 渡すことを許可いたします。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。可燃用ごみ袋の件ですけれども、低密度ポリエチレンに切りかえるという実施につきましては、かなり慎重というか、少しハードルが高そうという印象を村長答弁では受けたのですが、たたき台という形でお話をお聞き取りいただきたいのですけれども、例えば今、高密度ポリエチレン35ミクロンです。今お渡ししたのが低密度で、50ミクロンぐらいあれば多分私は大丈夫かなと思うのですが、50ミクロンにした場合の材料費としてのアップ、これはおおむねですが、私も昔こういうことをやっていたのですけれども、現場から離れたのであれなのですが、私の試算では1枚2円40銭ぐらい上がってしまうのかなという、

コストの問題がございます。

可燃袋というのは大体、年間27万枚くらいでしたかね、つくっているのが。それから計算すると、約65万円ぐらい増額が見込まれるというコストの問題がございます。先ほど参考資料とした中で、袋の代金を据え置けば、今、村民負担が35%ぐらい負担しているのが31%ぐらいに下がってしまうという、その辺の問題もございます。

いずれにしても、検討いただくにしても先の話になろうかと思えますけれども、やはりごみ問題というのは村民にとって身近な、頻度の高い問題であります。末永く続く問題でもありますので、厳しい財政状況の中ではありますが、行政運営の重点課題の1つとして予算配分を、いろいろな問題があるとは思いますが、ごみ問題についてはできるだけ優先していただくというような方向を要望はしておきます。

一応、当面は無理かとは思いますが、いずれ、今、見本を見ていただいて、住民の皆さんに「これにしたらこうだよ」というようなお話をする機会がありましたら、モニタリングというのですか、無地袋でつくってみて、皆さんに見て、実際に使ってもらえるような検討をいただきたいと思うのですが、現時点ではそういうあれは全く考えていないという先ほどの答弁の解釈でよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 先ほどの村長答弁にもございましたけれども、やはり今の時代と炉の負担等、いろいろ考えますと、低密度ではなく、一般的に低密度は不燃物ですとか埋め立て用のごみ袋に強度を買って利用されているものでありますけれども、やはり高密度ポリエチレンという選択がよろしいのではないかと考えております。

私も現地で生産している工場も視察をしまいいりまして、社長と話をしまいいりました。試作品等の話もしまいいりましたけれども、もし本当に裂けるという問題で、いわゆる試作品という形でつくるとすれば、無地のもので1万枚ほど。でも、それも8万なにがしのお金が、10万弱のお金がかかるという、試作だけでもそれだけのお金がかかるということなのですから、高密度の中で従来の厚みに戻すことは可能だとは思いますが、そのままで現在の費用、販売価格というのは非常に困難な問題であらうかと思えます。

そういった中で、ご承知のように、山形村は近隣の中では一番厚みの高いものを用いておりますので、またときどき工場とも連絡を取りながら、住民の皆様からのクレームがなるべく少なくなるように対応は考えてまいりたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） それでは、この問題はまた何かいいアイデアがあったら提言させていただくということで、当面は、今、課長もおっしゃっていたのですが、製造元に、そうはいつでもこの袋は縦裂けしてしまうのはそういうものだというのではなくて、極力しないような、そういった製造の工夫をしていただきながら、できるだけ住民の苦情が少なくなるようなご努力をいただくということで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。次に、質問事項 2「自治組織見直しと地域コミュニティ」を質問してください。

大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） それでは「自治組織見直しと地域コミュニティ」の質問に入らせていただきます。

あの壮絶な東日本大震災から 6 年の歳月が過ぎ去りましたが、国の復興対応や原発対応を見るにつけ、大震災の傷跡の癒える日は果たしていつ来るのかと、正直、いら立ちを感じざるを得ません。

さて、地震調査委員会発表における日本国内におけます大地震発生確率予測では、この「糸魚川－静岡構造線断層帯」が最も危険確率が高いといわれる中、地域コミュニティ力がこれ以上弱体化することは何としても避けたいと言わざるを得ません。

自治組織体制の充実度、いわゆるきめ細かい体制がコミュニティ力の増強につながるという認識がどうも最近崩れ始め、いかに効率的でスリム化した自治組織への変換を求める声が大きくなってから、かなりの年月が経過してしまった気がいたします。

3 年前の平成 26 年 6 月定例会の一般質問で、村の役員体制の総検証を求める議論をさせていただきました。甚だ力不足で、具体的に取り組んだり見直したりする方向性を見出すには至りませんでした。その後も村のあちこちでこの論議が繰り返されております。

現状の役員依頼体制を一気に大幅な転換を図ることは無理と困難を期しますが、たとえわずかでもできるところから手をつけながら村民にアピールしていかないと、村民の中に、諦めの境地からか、自治活動そのものに無関心を装ってしまう皆さんが日増しに増加してしまう危機感を感じております。いま一度、輪を広げられる自治組織はどうあるべきか、議論させていただきたいと思います。

それでは初めに、村長は「区・連絡班検討委員会」の設置を打ち出しました。今後の動向と着地点に村民の目が注がれております。まずは検討委員会の委員構成とスタ

ート時期をお聞かせください。また、具体的な諮問内容と答申時期を伺います。

次に、村長の目指す自治組織変換構想をお示しいただければと思います。

もう1点は、教育長に伺います。3年前の議論の中で示されました、公民館運営審議会から公民館長宛てに答申をいただきました公民館のあり方の中で、本館事業の内容を見直し、具体的には体育部、社会部の統合、人数調整の検討が必要だという答申、あわせて分館の規模の大小により、本館役員の人数の均等を図る検討もしなさいという答申をいただいたと、あのとき説明をいただきました。答申について、「本館対応の協議を進めてまいります」という報告もそのときいただきました。あのときから大分時が経過いたしました、その当時の検討経緯と結論をお聞かせください。並びに、現時点での教育長の所見もつけ加えていただければと思っております。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、教育長、答弁願います。

最初に、本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「自治組織見直しと地域コミュニティ」についてのご質問にお答えします。

まず1番目のご質問でございます「区・連絡班の設置を打ち出した、その委員構成とスタートの時期は。具体的な諮問内容と答申の時期は」ということでありますが、連絡班などの課題を検討する委員会は7月に設置をする予定でおります。委員構成につきましては、区長の皆様6名、連絡班の代表者の方、住民の方などが6名、その他、それぞれ関係者の方を含めて、多くても15名ぐらいを考えております。また、諮問の内容でございますが、まずは多くの問題点を挙げていただきたいと思います。それぞれの課題について、十分時間をかけて検討していただき、また、具体的な答申の時期でありますけれども、これは審議の進み具合により流動的になると考えております。

次に、2番目の質問であります「村長の目指す自治組織変換構想」でありますけれども、山形村には現在、91の連絡班があります。連絡班は一定の区域内に居住する世帯で構成される自治的な組織であります。それぞれの世帯は、立場や環境が違っていても対等であります。お互いが支え、助け合いながら、安全・安心な地域づくりを目指すコミュニティ組織だと思います。連絡班は法や条例に基づく組織ではありません。あくまで任意の組織であります、村としましては、防災、福祉、環境等、様々な地

域の課題を共同で解決していく必要不可欠なパートナーであります。そんなことから、区・連絡班が抱える課題をあらゆる角度から検証していただき、これからの山形村にふさわしい地域組織のあり方について真剣な議論をお願いしたいと考えております。

私が目指す地域自治の変換構想であります、具体的に確たる構想が固まっているわけではございませんが、委員会の答申を参考にさせていただき、これからの未来の山形村の地域社会に対応できる自治組織を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 次に、3番目のご質問の「公民館運営審議会からの答申書の取り扱いの経緯等について」であります、平成24年11月に山形村公民館運営審議会から公民館長に、山形村公民館のあり方について答申がされました。答申内容は、公民館長のあり方、各種行事の見直し、専門部の体制と本館役員の選出、本館と分館の役割分担と連携・協力、子育て支援の5項目の内容で答申がされております。

この答申を受けまして、平成26年4月に分館長会で具体的に検討がされております。検討事項は、主として、本館体育部と社会部の統合についてであり、それぞれの分館の現状と課題から今後の公民館のあり方を考えるという方法で行われております。この時点では、専門部については現行の社会部・体育部・編集部の三部制とし、編集部員を除いた部員数については、今後それぞれの分館の意見を聞きながら調整していくということとまとめられております。その後、上大池分館からは意見がありましたけれども、それ以外の分館からは特に意見もなかったことから、本館への選出人数については見直すことはせず、従来どおりの運用がされてきております。

なお、本館におきましては、答申内容を受けて、本館役員の負担を減らすようピアやまがたの夏祭りのかかわり方を見直すとともに、運動会の時間短縮や種目等の改善を行い、本館役員の会議の回数減少や負担軽減を図っているところです。

以上、現在までの状況について述べさせていただきました。

なお、公民館事業見直しについては、夏祭り山形じゃんずらがあります。答申では、公民館とのかかわりを見直すよう進言がされています。このことについては、本館で対応可能な内容もありますが、各分館や他団体等との調整が必要なものがあり、方向性を出していくためには相当困難な状況があるものと思われます。しかし、人口減少・高齢化等の進展により、公民館役員の選出に村民の皆様が負担を感じているとい

うことも聞いております。そこで、各分館において分館の実施事業や本館役員等を見きわめた上で役員数の議論をしていただければと考えています。また、本館では、分館長等の考えを十分聞きながら、現在の本館役員任期中に本館運営や役員組織等について、方向性を示していくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村長と教育長から答弁をいただきました。大体概略はわかりました。村長としたら、まずはいろいろな課題を抽出して、それをじっくり論議いただきたい。その結果を見守りながらという、とりあえずそんなスタートかなという解釈をいたしました。

検討委員の構成についてですけれども、おおむねわかるのですが、例えば住民代表、村民代表というのではなくて、年代層バランスとか男女だとか、あるいは自ら手を挙げる意欲的な人とか、もうちょっと具体的な、村長の希望でもいいですが、そういったものをお持ちでしたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 連絡班の検討委員会、仮称でございますけれども、こういったメンバーでこういった内容をやるかという具体的なことについては、まだ何を議論し、何が問題かという、その捉え方がまずは大事だと思っております。最初のスタートにあたりまして、一般的に諮問機関をつくる場合には、設置要綱なり何とか規則というのできて、それに沿って村長が委嘱するというのがスタートでありますけれども、この問題につきましては、あくまで自治組織にかかわる問題でありまして、本来ですと村長がどうこうという守備範囲のものではありませんし、上下の関係でもありません。そういったこともあって、最初のスタートは、準備委員会のような形で、誰がメンバーでこういった議論をするかと、ゼロのところから出発というか立ち上げをしていただいたほうが後々いい結果が出るのではないかと考えておりまして、まず設置要綱の段階から委員の皆様にご検討いただくような検討委員会というようなものをイメージして考えています。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは、現状の課題に即、結びつくかという点はあるのですが、私の私見も含めて、2つ、3つの角度から話を進めさせていただきます。

まず最初は、私、3年前、3年前と、えらく前のことをいろいろ言ってもいけない

のですが、前にかなり議論した経緯はあるのですが、そのときに積み残したのを最初に申し上げたいと思います。要は組織図とありますね。その中で住民がどのようにかわっているか、明確な線も出したほうがいいのではないかという話もしたのですが、それをもう1回、ぶり返して申し上げたいと思います。

まず、人と人のつながりが織りなす中、役員といってもいろいろな役が数多くあります。例えばスポーツや趣味の団体、地域の伝統や文化を育む団体、農業経営や暮らしにかかわる団体、保育園や学校、自らの子どもさんにかかわる役員会等々、いろいろあるわけですが、今、私が申し上げた団体や組織は、各ご家庭やご家族に直結した組織ですから、事前に何をやるかという役柄の内容をほぼ皆さんが知った上で参加する。ですから、組織の運営上に不具合が仮に生じたとしても、組織の中で調整が効いて、軌道修正ができやすいと私は感じておりますので、今日の限られた時間内の議論の対象からは外させていただきます。要は行政関連の役員に絞らせていただきたいと思います。

よく言われる話で、「順番で役を受けたが、何をやるかわからない」なんて、これが最初の取っかかりとしたら、スタートから士気が上がらないということで、非常に残念なことです。そこで、私が前に申し上げたのが、とりあえず行政関連の役員としては連絡班長さんが筆頭なのですけれども、健康づくり推進委員、農業振興推進委員、交通安全協会関係、日赤の協賛委員、それと公民館。そのほかに、もしかしたらあるかと思いますが、行政運営の推進の組織図の中に住民のかかわる役職というのは組織の中にはめ込んでいただいて、その職務内容も概略でいいのですけれども、記載した組織図をつくってみたいかというような提言を前に申し上げたのです。当時は、「前向きに検討させていただきます」との答弁は頂戴しましたが、その当時答弁していただいた方がいらっしゃらないのであれなのですが、こういったことを今までに検討したとか、そういうことがあるのか、どなたかもし答弁いただければ。なければ次に進みますけれども、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今の議員が言われました行政関係の組織図ですとか仕事内容については、特に検討した経過はございません。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） わかりました。この狙いというのは、おぼろげな言い方なものですから皆さん理解に苦しむかもわからないのですが、これを簡略したものをつくれ

ば、狙いの1つは山形村の行政運営推進のポイントに住民パワーがこのような活用されて機能しているのだよという点を村民の皆さんに理解していただく。仮に、その中のどれかの役員を受けた場合、おぼろげでも職責が見通せるというか、そんな意味合いがあります。

もう1点は、今後、いろいろな体制のスリム化を図る検討を行うとした場合、どこをどのように業務移譲ができるのかとか、住民サービスで例えばこの点は今後ご容赦いただかなくてはならないというような、そういった抽出作業がしやすくなるという点がございます。今後、検討委員会の中にそんなことも検討項目として入れていただくということで、これは回答はいりません、要望だけしておきます。

次に、課題といいますか、情報発信の話をさせていただきたいのですが、連絡班選出の役員さんが担当する職務というのは、大ざっぱに言いますと集金業務と情報伝達業務が主流になろうかと思えます。組織の運営ももちろんなのですが、実務的にはお金を集めたり、皆さんに通知したりというのが主力になると思うのですが、ただ、集金業務というのは、今、各連絡班でいろいろな工夫をされておりまして、役員さんが1軒1軒、集金するというケースは特殊な場合のみに絞られてきているように見受けられます。拠出金の年間必要費用を分割方式で集めておいて、必要時に拠出手続をするという、そんな対応がだんだんと定着してきていると思っております。

また、拠出金の中でも、任意性の高い、例えば寄付金は各世帯の意思が的確に反映される工夫も結構多くの連絡班が取り込んでくるような進化を見せております。従って、集金業務については、各連絡班の今後の自治意識に委ねて十分かと思っておりますが、そこで取り上げたいのが情報伝達についてなのです。

今、基本的には、第2週と第4週末の月2回、行政機関を主体とした情報発信の各種資料が配布されておりますが、非常に活発に行われていると見受けられます。各世帯向けや組単位の回覧資料など、いずれも貴重な情報資料ではありますが、こういうことを言うてしまうといけないかもしれませんが、種類の多さに時々戸惑いを感じてしまっております。今後の課題としまして、情報発信の一元化に向けた議論を、ぜひつくる検討委員会でも議論をしていただきたいと思いますと思っているのです。

村の広報誌について少し考えてみたいと思います。実は先月、議会で政務活動視察の関係で、木曽方面の議会にお伺いしました。そこはたしか、人口3,000人弱くらいですか。山形の約3分の1くらいですね。そこでその村の案内資料として、直近の広報誌を各議員宛にいただきました。まず、表も裏もフルカラーで、手にとっただ

けで重量感がありました。中身は、写真やイラストをふんだんに取り込みながら、36ページ編成です。思わず、それだけの重量感があるものですから、私もタイトルだけ最初から最後までばあっと目を通さずにいられない、そんな衝動を受けてしまうような広報でありました。

私ども山形村の毎月発行の広報誌も、写真とか表とかグラフを駆使して、内容的にはかなりレベルの高い広報誌だと評価をしております。しかしながら、通常の場合は8ページですよ。たまに10ページのことありますが、8ページ編成が主力だと思います。やはり盛りだくさんの情報を絞り込むことが余儀なくされているのではないかなと思います。広報に載せられない情報は、それぞれの所管でまた別途資料を作成して配布しなければいけない。

また、もう1点の問題は、8ページ内に網羅する、そんな観点からか、文字ポイントがどうしても小さくなってしまいます。文字ポイントが小さくなってしまくと、読もうという意欲をどうしても損なってしまう。非常に立派な広報をつくってもらっているのだけれども、残念な事態も招いております。

話が長くなって恐縮なのですが、まとめます。以上のような評価克服のためにも、提言させていただきたいと思います。各課、横断的な広報委員会システムをつくって、情報発信の一元化、広報になるだけ情報を集中すると。そういったものを村民にお渡ししますと、村民の皆さんがやはり貴重な資料だと思って手元に置いて、行政により一層興味を持って、目を向けていただけるような、そんな広報誌に結びつけられるとしたら素晴らしいのかなと思っています。ただ、内容的にはボリュームが多くなるから、場合によったら毎月でなくても、隔月でも私はいいか。それより中身が充実した、村民の皆さんが貴重と思っているような、そういった広報誌を目指す。そんな検討をしていただきたいと思うのですが。すみません、長い話をして。所感を伺います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） いろいろご提言をいただいたわけでございますけれども、すべてチェックできておりませんけれども、特に印象に残った点だけ答えさせていただきます。

まず、行政の組織図の関係ですが、村長が指揮命令下にある純粋な行政の仕事と、それに関連します外郭団体といわれる、例えば安協であったり、防犯協会であったり、行政を取り巻くといった外郭団体。それから組合。農協関係とか社会福祉協議会、特

殊法人のそういったもの。それぞれが公共的な仕事をしているという、それが実態あります。そういった中で、またもとに戻るような話になるのですが、連絡班であったり、そういった地域のコミュニティーを考えると、最初に役員を決めない原因の1つには、当時の行革みたいなことを行う。何々委員会はいらないのではないかと議論まで発展することもあると考えられる。結局、言ってみればきれいごとだけをやっている会議ではなくなるということが考えられます。

そういったこともあって、最初からいろいろ関係部署のところへお願いをして、全員が顔を出す。それで果たしてできるかという問題もありますので、どこまで踏み込むかも含めて、最初は準備委員会ということでスタートして、先ほどの教育長の答弁にもございましたけれども、増やすということであったり、新しい事業を始めるというのは勢いである程度できる面もあるのでありますけれども、やめるということはある程度携わった人の、自己否定とまでは言いませんが、考え方に反する場面が当然出てきます。そういったことも考えますと、かなり覚悟を持ってやらなければいけない問題が出てくるというふうに認識をしております。

それから、先ほどのいろいろの提案、広報の関係だとか情報発信のあり方などについては、またゆっくりご提言を伺いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしくお願ひいたします。次に、教育長から先ほど答弁いただきました。正直言って、えらく前のことを言って大変申しわけございませんでした。3年前の議事録を見ていて、「そういえばこういうことをやったのだけど、その後どうなったかな」というのをしっかり認識していなかったものですから、えらく前のことをお聞きして恐縮だったのですが、経過としてはわかりました。やはりそのときの皆さんで熟議していただいて出した結論ですし、そういった意味で役員の皆さんの負担軽減の意味でやれることを今、逐次やっているということで。今後もその辺を期待させていただきます。

時間もなくなったものですから、ほかにも用意したのですが、1つだけ、具体的な役員を今後、これはこうしない、ああしないという話を幾つか用意したのですが、1つだけ、今日、させていただきます。

安協の関係です。各連絡班にお願いしております交通安全協会役員さんについて、少し見直し策がないかなということを考えてみたいと思います。この役員の皆さんは

区ごとに何人かの代表の皆さんには制服を着用いただいて、年間を通じて交通安全業務に大変なご尽力をいただいておりますことは皆さんご承知のとおりです。その代表に該当しなかった役員の皆さんというのは、昔、私もやったことがあるのですが、その内容としたら、まずは交通安全会費の徴収と納金。交通災害共済加入の取りまとめと掛け金の徴収と納金。そのほか、村で交通安全の集いか何か、その企画をやる、そんな職務だったかなと記憶しております。ただ、少し今変わっていたら大変恐縮ですけども。

要は、その中から、今年度から交通災害共済は村民全員が自動加入。掛け金も村費ということで、条件が変わってきました。今まで、まさに交通安全の役員の皆さんが1軒1軒訪問して、取りまとめていただいております職務がなくなったことになります。そうすると、残ったのが会費徴収、それから交通安全の集いということで、これについては今の事情からすると、場合によったら連絡班長さんの範疇に移譲が可能ではないかなと。

そういった解釈をすると、山形村の交通安全関連の体制というのは、連絡班から選出するのではなくて、今後は松本交通安全山形支部を中核とした新たな組織づくり、そういう方向性に切りかえていくのがいいのではないかなと。単なる私の思いつきで恐縮ですが、所見だけお聞かせいただければと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 安協につきましては、村で全額負担ということもありまして、徴収に関してだけ考えれば、大分軽減されてきた中で、組織の委員の部分のものを減らしていけばというお話かと思うのですが、それにつきましてはまた安協山形支部とも話をした中で、どちらの方向がよいのかはまた検討させていただきながら、負担の軽減につながるような形に考えていきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） いろいろありがとうございました。時間もあれですので、最後のまとめということで、私見も含めて申し上げさせていただきます。最後に村長で、もし総合的な所見をお聞かせいただければ、それをお聞きして終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

防災の面とかいろいろあるのですが、いざというときにはみんなでお互いに助け合う共助の精神は、山形村民、私は誰しもが持ち合わせておられると思っています。ただ、とっさのときに俊敏な行動に結びつくには、日ごろの地域コミュニティ力の

真価が問われる、そういうことになろうと思います。

そのためにも、自主防災組織に結びつく区や連絡班への未加入状況は何としても解消する努力は延々と続けなくてはならないと思っております。現在、未加入の世帯の皆さんが「これは加入していないと、家族にとって極めて危険で損失が大きい」と感じ取っていただくような自治組織につくりかえていく。それしか私は道がないような気がしております。一気でなくても、少しずつ変えていく。そんな挑戦をしていくという意味で、今回の検討委員会に大いに期待をさせていただきます。

最後に、今朝の信毎の記事、「私の視点」というところに、映画監督の山田洋次さんのコメントが載っておりました。行政というか、政治をやる皆さんはこうしていただきたいということなのですが、それを最後に申し上げます。

「今、何よりもまず、子どもが健やかに成長し、若者が生き生きと働き、高齢者が穏やかな老後を過ごせる、そんな社会を、政治をやる皆さんには目指していただきたい」、そんな文章が今日、載っておりましたので、それをご紹介します、村長の所見をお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 地域自治の、地域コミュニティのこれからの考え方といいますか、基本的なことでありますけれども、最終的な狙いといいますか、どんなものを目指すかは、それぞれの地域の皆さんが、地域で自分の居場所を感じられ、自分を必要とする住みがいのある、自分がそこで生きていることに生きがいを感じるような地域づくり、村づくりという原点のところが地域コミュニティだと考えておりますので、行政から言われて、やらされているという感覚ではなくて、自分たちがこの地域を担っているという、そういう感覚になるような仕掛けをしなければいけないと考えております。

また議員の皆様にもいろいろな立場でご尽力をいただき、ともに住みよい山形村、住みがいのある村づくりをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） いろいろすみません。自分の思うとおりにまとまりませんでした、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

この時計で11時10分まで会議を休憩いたします。

休憩。

(午前10時57分)

○議長（平沢恒雄君） 会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「新村長の考えを伺う」を質問してください。

上条浩堂議員。

(2番 上条浩堂君 登壇)

○2番（上条浩堂君） 議席2番、上条浩堂君です。それでは通告に基づく質問をいたします。

村民の大きな期待をもって、現職の村長を打ち破り誕生した本庄村長に対し、今や村民の村長に対するその注目度は非常に大きいのではないかと感じております。その考えを全村民さんに示し、答弁願えればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。本日は、その考えを大きく2つに分けてお伺いいたします。

第1には、財政問題についてであります。今年度の予算全般を見ますと、歳入は大きく変わらず歳出が増えてきている印象を受けます。国の地方行政に対する地方交付税は今後とも大きな伸びは期待できず、さりとて村内に大企業も存在しない山形村では、相変わらず固定資産税が税収の1位を占めている現状であります。

今回の施政方針の中で「自主財源の確保、効率的な財政運営」を取り上げていますが、特に具体的に考えていることは何かをお伺いします。

第2に入る前に、訂正をお願いしたいと思います。2行目の最後の括弧内「行政職員の人材確保」は「人材育成」に置き換えをお願いいたします。

第2に「村民の要望に応える柔軟な行政組織」を取り上げ、その中で「行政職員の人材育成」と謳っています。一方、選挙戦中には「職員の教育・育成」と訴えていました。これまでにこの類の問題についてチャレンジした村長も多々いらっしゃいま

したが、結果として目立った意識改革等はほとんど感じられませんでした。歴代の各村長さんたちと行政に取り組んできた本庄村長があえてこの問題に取り組もうとするその秘策と申しますか、意中の策は何なのか。そして、いつごろ、どこから取り組んでいこうと思っているのか。その考えをお示してください。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上条浩堂議員の質問にお答えいたします。まず1番目のご質問ですが、「自主財源の確保、効率的な財政運営」ということであります。

自主財源の中核でありますのがまず村民税と固定資産税。この中核であります村民税と固定資産税の増収を図るためには、企業誘致、人口の増加を促すことが一番大事だというふうに考えております。

山形村が子育て世代や高齢者にとって住みよい村で、また、企業の立地環境もよいブランド力のある山形村にするための施策を行いたいと考えております。効率的な財政運営を行うためには、行政全般について徹底した見直しを行い、時代に即した効率的な行政運営を目指してまいりたいと思います。

2番目のご質問であります「村民の要望に応える柔軟な組織の取り組み」、それから「行政職員の人材育成」でございますが、役場の財産の1つは、一番は人材であります。職員1人1人がその能力を発揮できるよう、講習会や職員研修、また日ごろの業務を通じて人材の育成に努めてまいりたいと思います。

意中の策はということですが、職員自ら問題意識を持って、自主的に仕事に取り組む、仕事にやりがいを感じられる職場環境をつくっていくことが重要だと思っております。早急にできることは、理事者また管理職が率先垂範して、村民の皆様のために真剣に仕事をする姿を村民の皆様に見せる、職員の皆様に見せるということも重要なことだと考えております。

1回目の質問の答弁をさせていただきました。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ただいま答弁いただきましたが、大変大ざっぱなおっしゃりで、大変わかりにくい面もございますので、自分から個々に、いろいろな角度からお聞きしたいと思いますので、お願いします。なお、今回取り上げたこの2つの問題は、どちらも大変関連もありますので、あえて分けるということではなくて、一連の再質

問とさせていただきますのでお願いいたします。

まず、わが国の補助金制度のことですけれども、国の補助金制度は大変難解で多岐にわたっていて、さらにその必要条件等ものすごく多くて複雑な構造になっております。この国の制度をよく勉強し、精通している自治体、これも実際には多々ございます。そのようなところは、財政的にも、また住民に対しても、思わぬ効果を発揮しているのが現状です。

違う角度から、人材育成というのは、鞭だけでは成就できません。ときには何かアメという言い方でもいいのですけれども、ご褒美も必要なことではないでしょうか。どのような形でもいいので、このアメの部分導入を考えてもらえればと自分は以前にも思っていました。例えば、この補助金制度で、有効な補助金を獲得できたような際には、その課全体でもいいですし、その職員さんでもいいのですけれども、それを何らかの形で表彰する。こんな形はいかがかと思うのですけれども、村長、いかがですか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 質問の最初の自主財源のところでありますけれども、ここについては、税収を急に上げるのは非常に難しいわけでありましてけれども、ここもそれぞれ工夫をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、それとリンクする形になるわけですが、職員が自主的にそういった補助金や何かを見つけてきて、そういったものを取り入れることができた、成果を上げることができた場合に、ではどうするかということでありましてけれども、役場の職員それぞれの公務員の仕事という中には特性もあったり、いろいろでありますので、民間のように数値化して、誰々が売り上げをどれだけ出した、営業成績がトップだった、そういったことがなかなか数値化して表せない部分が行政の持っているところだと思います。

もう1つ、行政の持っている最も大事なところは、平等性だと思います。では、そのバランスをどうとるか。アメを与えすぎるということも当然ありますし、成果に対して見合っているかという、この判断も大変難しいものだと思います。

そういう状況ではありますけれども、では、どうするかということなのですから、やはり職員も仕事をしている以上、自分の生活といいますか、お金のためにだけ仕事をしているわけでは決してないわけで、どんな職業もそうでありまして、それぞれ仕事に誇りを持って、社会のためになっているという満足感というのでしょうか、そういうものがあって初めて仕事という、人間が生きていく最も大事なところでありましてけれども、地域社会のためになっているというその満足感、達成感、仕事

のしがいだと思います。そういったところで職員にはやりがいを感じていただいたり、村民の皆様が喜んでいただけた、自分が仕事をすることによって本当に「ありがとう」と言っていた。そういったものが仕事のやりがい、これは職員冥利に尽きると私は思うのでありますが、役場の職員になった以上は、やはりそういった職員冥利に尽きるような仕事を何回か経験する。それが一番の財産だと思っておりますし、そんなことを目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の職員に対する姿勢、考え、一端がよくわかりました。話を戻しまして、今年の施政方針の中で村長がおっしゃっている福祉施策と高齢者支援の充実。これに関連するのですけれども、自分もそんなに古い資料は手元になかったものですから、とりあえず平成21年と平成29年、今年の新年度予算との比較をしながら、気になったことを申し上げます。

まず、民生費。これの一般財源からのいわゆる出している額。これだけ比較しますと、まず老人福祉費、介護保険特別会計の繰出金、これは1億1,900万円強。当時考えられなかったほど、今は増えてしまっている。医療給付費。これは当時、4,700万円強が本年度は7,200万円強。これは1.5倍ぐらい。一般財源からの拠出金も2,800万円から5,000万円。これは1.8倍ぐらいになってしまっているのですよね。当時なかったものですからあれなのですけれども、私立保育園の一般財源からの持ち出しが2,000万円。児童手当も3,000万円。

一方、もう1つの大きなものが衛生費なのですけれども、これ、予防費の一般財源からの持ち出しは、繰り出し、当時、平成21年、1,900万円。これは今、3,500万円強になっているのですね。これが1.8倍、一番額も多くて大変。母子衛生費も6,000万円弱が今は1億5,000万円強。これに至っては2.6倍。国民健康保険費は1,100万円強が1,500万円強。これは1.3倍ぐらい。環境衛生費も2倍と。

いずれも福祉政策の充実、これは大事なことでよくわかるのですけれども、老人福祉費に関する割合、これがもう既に限界ではないかと感じられるのですけれども、さりとて、今、村長、財源振り替えといっても、どこを削るというところもなかなか思い当たらないと思うのですが、この民生費、衛生費に関するところで何かお考えがあったらお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 総論の部分は私で申し上げさせていただいて、細かいところについてはまた担当課長からあれば答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成21年との比較の数字が示されたわけでございますけれども、やはり日本は、私が言うのもあれなのですが、福祉国家というところへ来たと思います。当時、経済の右肩上がり、経済が大きく、GNPも大きく成長している時代から、いよいよ低成長で、もう一方では福祉、社会保障の問題が大きくなってきて、これを支える、しかも人口減少、団塊の世代がこれから高齢化してくるという中で、当然、どこの自治体もそうありますが、この社会保障をどうしていくかという問題、1つには本当に総論の部分であります、山形村、人口8,000少しのこの自治体が、では、どう生きるかということでもありますけれども、やはり地域力であったり、村民力、地域の皆様と一緒に協働しながら少ない予算を有効に活用していく。そういったところでこの福祉費も少しでも下げられないかといったことを模索することだと思います。

大きな予算、これから福祉へ毎年増やしていくということは、なかなかこれからはできなくなってくるということも想像しなければならないと思っております。これから本当に、知恵を出し合ってどうするか、ともに考えていかなければならない問題だと思っております。

あと、担当課長であれば答弁させます。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 上条議員のおっしゃられました民生費、全体的に当然、一般財源の持ち出し等を含めて、増加している要因でございます。老人福祉費の介護保険特別会計につきましては、それぞれすべて福祉関係、障害関係、すべてルール分に基づいた交付率で行っておりますが、国の財政状況等によりまして、ある程度上限で打ち切りという要因も障害関係では見受けられます。老人福祉費の介護保険については当然、介護給付費が数年前よりも数千万円単位で上昇している部分で、当然、一般会計からのルール分の繰り出しも増えているというところもあるかと思います。

予防費と衛生費等につきましても、いろいろ母子の関係ですが、健診予防接種等、若干独自で村として子育て支援の一環として一般財源で取り組んでいる部分もありますが、一応、担当課ではそれぞれ補助金については敏感に対応して、申請できるものは申請できるように指導しているところでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） それでは議論を進めさせていただきます。村長、最初の答弁でおっしゃった企業誘致。人口増を図って住みよい村づくり。そうはおっしゃっても、今年の予算書の中で、どうしても必要な経費といたらいいか、義務的経費、これはもう8割に迫る勢い。そうすると、村長が何かをやろうと思う投資的経費はもう8%ぐらいしかない。その中で、企業誘致や人口増を図るといっても、これはほとんど無理かなと思うのですが、その辺の苦悩とか思いがあったらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 少ない予算というか、予算もないのにどうするかということでもありますけれども、まず、先ほど申し上げましたが、山形村という村のブランド力だと思えるのですけれども、どこの市町村も今、人口減少。塩尻市さんは少し増えたようではありますが、日本中、人口減少。沖縄が少し増えているというところであります。

山形村にしてみれば、どこの自治体と人口の取り合いといいますか競争をするかということになるわけですが、中信地区へ終の棲家を求めている方がどこへ住むか。どこを住宅地として選んでいただけるかという問題があると思います。山形村は非常に田園風景もよくて環境もいい。だけど、砂ぼこりがあってあれはだめだよと言われれば、やはりそれはブランド力が落ちているわけであります。

里山もそうでありますけれども、一見、緑豊かで、自然豊かな……。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁をちょっと休んでください。

（サイレン鳴る）

○議長（平沢恒雄君） 答弁を再開してください。

○村長（本庄利昭君） 里山の山際の集落でありますけれども、人口が減少の傾向にあって、山は荒れているという状況ですと、やはり限界集落のような非常に住みにくいといえますか、やはりそういった印象があります。

一方、山際が整備されていて、山際におしゃれなそば屋さんとか陶芸をやる、和紙のまたそういう民芸みたいなものがある。そういった地区で、山の手といいますか、そういった住宅街が形成されていますと、やはり高級住宅街だというイメージが出てきます。すべてそれはブランド力だと思いますので、山形村という村がどう捉えられるか、どういうイメージで受け取られるかだと思います。

砂ぼこりの件もそうでありますけれども、自然現象だから別にいいのではないかとということもあるのですけれども、住んでいる皆さん、これから住もうとする皆さんに

としては、「砂ぼこりがあるから山形は敬遠しよう」息子には、子どもたちには「もう山形ではなくて違う地区へ行って住んだほうがいいよ」ということになれば、山形村は長い目で見れば当然それがマイナスになるわけであります。

どこへ行政がお金を使うか、どこへ力を入れるか。こういったものを20年、30年先を考えれば、少しでも山形村のイメージをよくする。それに力を注がなければいけないと思いますし、長い目で見れば、そのことが山形村に本社があるという、それが企業の自慢になるような地区になれば、やはり税収も上がるということにつながると思います。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の長期的構想、よくわかったのですけれども、そうは言いましても直近の財源不足、これが大変な問題ですが、この施政方針の中で「施設の老朽化に備える基金を充実させ」と謳っておられた。そこで、気になることをお聞きしますが、今年の4月に村長に就任された直後に臨時会がございました。そこで補正予算があったのですけれども、公共施設整備基金繰入金、これが3,800万円。その結果として、一般財源が3,000万円減額になったので、いいといえはいいのですが、ここで基金取り崩しが行われている。

それと、この6月の定例会で、清水高原の簡易水道の中で、やはり500万円の基金取り崩しも財源は村債に振りかえてはあるのですけれども、実際にこういう動きがある中で、村長がおっしゃる「基金を充実」これできますか。ここをお聞かせください。基金の充実を図ることが果たして可能なのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、議員ご指摘のとおり、公共施設が山形村はすべてもう20年経過して、ちょうど高度成長期に建設したものはもう30年、40年。これからどうするかを考えなければいけない時期をこれから迎えるわけでありますが、先ほど、どうするかというところの、すぐにいくらという税収であったり収入を上げるという、これはなかなか行政という、要するに物を売って稼ぐとか、物をつくって収入を得るという組織ではございませんので、まず何をやるかといえは、できることはやはり内部の行財政の見直しのようなことから始めなければいけないと思います。

山形村は条例規則の中にもあるのですけれども、行政改革運営委員会ですか、もうここ2、30年動いていない委員会であります。そういったものも動かしたり、どうするか、それはまずは今の足元に無駄がないかどうか、今の現場のそこから始めたい

とは思っています。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） とりあえず内部の行財政計画の見直し、無駄を省く。その辺から着手したいと、その思いはよくわかりましたけれども、1つヒントを差し上げたいと思います。今朝の市民タイムスですか、ふるさと納税にポイント制度を取り入れたという記事があったのですけれども、我が山形村、財源不足で悩んでいるなら、とりあえずこういうことを少なくとも勉強なさったらいかがですか。このふるさと納税にポイント制度を導入した結果、自主財源として非常に役に立っていると、そのような記事だったのですけれども。村長の今のふるさと納税に対する考えをお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ふるさと納税は、今、話題というところではありますが、ちょうど今、総務課の方へ県から職員の方が派遣で来ていただいております、そちらを検討していただいているところなのですが、これは何とも言えなという変なのですけれども、1つには総務省が各自治体でそれぞれ自主財源を見つけるためにこれをやれというふうに旗を振って始まった制度であるわけですが、行き過ぎたPR合戦といいますか、過剰な競争というか、そういったことで、国全体を見れば違う自治体の税金をこっちへ持ってくるという税金の取り合いが始まったということだと思います。東京から持ってくる分にはそんなに影響もないかもしれませんが、そうでない場合も当然あるわけでありまして、このふるさと納税、利用できるところはもちろん利用しなければいけないと思っておりますので、検討はしてまいりたいと思います。ただ、問題もある制度だということも認識はしております。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ふるさと納税については検討するということだもんですから、取り組んでいただければと思います。

ちょっと話を変えますが、先週の土曜日、6月10日、麻績村主催で開催された地域創生シンポジウムには、村長自ら参加され、当会議員も半数以上が出席させてもらったわけですが、このときの主なテーマは「テレワーク」ということで、これは農村における電話回線なんかを生かした定住策の一環で進めている、麻績村が進めているテレワークというのがテーマだったのですけれども、このシンポジウムに参

加させてもらって、我が山形村にとって大変大きなヒントをいただいたという、そんな印象を持ったのですけれども。

当日の講師は安曇野市出身、堀金の方で、現在の身分は内閣官房まち・ひと・しごと創成本部事務局の地方創生総務官でありました。この方が示していただいたレポートの中に、地方創生に関するノウハウが大変あったのですが、特に地域資源を活用した仕事づくりのこと、地域アプローチによる少子化対策、働き方改革、地方創生人材支援制度、地方創生関連の予算措置等々について目についたわけですが、我が山形村にとってこういう方とコンタクトができた。もしかしたら、これは当村にとっての大チャンスにつながるのではないかと、自分はそう思ったのですけれども、村長はどのように思われましたか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員が今ご指摘の地方創生のシンポジウムの件でありますけれども、大変勉強させていただきました。この中で話題になっておりましたテレワークという、要するにインターネットを使って、地方でも田舎でも都会にいるのと同じような仕事ができるものがある。特にデザインの話なんかもあったのですけれども。

私、山形村の場合はどうかと思ったのですが、山形村の清水高原にデザインをされている方がおります。10年前に東京から山形村へ住民票を移して、別荘で暮らしているわけですが、その方もまさしくこれと同じことをしているわけでありまして、別荘でデザインをして、それをインターネットで東京の出版社へ送るということで、これをもう10年ぐらいやっていて、それで仕事にちゃんとなっているということでありました。

そんなこともあるものですから、宣伝といいますか、山形村の、仮に清水高原、今、別荘地も大分空き家が出てきております。そういったところへも1つの切り口といいますか、そういったことが仕掛けられるかなということは感じておりますし、ほかの方法でありましても、地方創生という、山形村の場合は一番の、なぜこういったことに力が入らなかったかという一番の理由は、今まで人口が増えてきて、努力をしなくても成長する会社であったということだと思います。その努力をしなくても成長する会社が時代の流れとともにそうではないよということに、今、気がついたという、まさにそういう時代がやってきたというふうに認識をしております。

地方創生、過疎の村だけではなく山形村も当然、これには真剣に取り組んでいかないと、これからの山形村はどうするか。本当に大事な問題だと認識をしております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） この麻績村の取り組みをきっかけに、いいチャンスでもありますので、我々議会も当日の講師とコンタクトをとってお話を聞くなりしないと、実際、思っています。ぜひ行政側でもその話をぜひ進めていただければと、そんなふう要望しておきます。

話は変わりますが、第2の質問の中で、最近、職場の上司や先輩が部下や後輩に対して具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識や技術や技能や態度などを意図的、計画的、さらに継続的に指導して習得させる。そのことによって全体的な業務処理能力や力量を育成するという活動、これをOJTというそうですね。これが今、特に民間では盛んに重要視され、行われている。

そこで、人材育成の主な手段は何かというアンケート結果によると、このOJTという回答が圧倒的に多いようであります。しかし、ただ単に仕事を与えることはOJTではないそうです。意図的な訓練であったり、ただ仕事をすることによって、通常、誰しもが育成されるレベルを超えた効果を目指すものでなければいけない。つまり、仕事と育成を目指していても、時としてどうしても育成というのが忘れられてしまうのですね。

そこで、ちょっと引用させてもらいたいのは、旧日本軍連合艦隊長官に山本五十六さんという方がいらっしゃって、その人の言葉の中に、大変印象に残ったのは、「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、誉めてやらねば人は動かじ」こうおっしゃっている。やってみせて、言って聞かせて、させてみせて、誉めてやらなくては人は動かない。このとおりかなと思うのですよ。

難しい仕事をただ与えるスパルタ教育は、これはOJTとは言えません。頑張ればできるくらいの困難さ。このくらいに設定するのがよいようでありまして、究極的に言えば教える人が教えられる人にやはり最大限の愛情を注ぎ、共感し、基本的に肯定する。そういうことが一番大事だ。これを忘れてはいけないと、自分はそういうふうに信じているのですけれども。

もうちょっと言わせてもらえば、自分を育ててくれた先輩への見返しというか、恩返しというか、今度は自分の部下や後輩を育てる。部下や後輩に期待をかけて向かい合う。本当に育つまで辛抱強く愛情を持って見守る。ノウハウばかり目を奪われがちであります、ここの人材育成の基本に立ち返っていただきたいと、自分はそういう

ふうに信じているのですけれども、このことに対する村長見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 人材育成という部分でありますけれども、山形村の人材育成の基本方針というのがあります。この方針の中には、大きな3つの柱があるわけですが、これについては人事評価という部分、研修制度、それから提案制度。3つのテーマを持って方針としているわけであります。この人事評価の中から、今、山形村で行っているのが能力評価、それと業績評価であります。

先ほど議員さんが言われたように、この業績評価によりまして、どういうものが足りないとか、どういう目的を持っているけれども、まだ目的が達成できないとかいう部分につきまして、当然、研修制度で補っていくような形になるかと思えます。その研修制度につきましては、先ほど言いましたように、職場内の、研修という言い方はどうかと思うのですけれども、職場を通じてのOJTという部分。それから、OFFJTというのですか、職場外の研修制度というものもございます。

ですので、職場外というものについては、あくまでも専門的な部分の研修というような形で、職場内については、上司が部下に仕事の指導をしていく。それが業績評価に基づいた結果によって指導をしていくということでもありますので、この辺は28年度から本格実施をしております。ですので、この方針に基づきながら、時間はかかると思いますが、職員育成につなげていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 今回、こういうことを申し上げたのは、村長が職員意識改革が必要だとおっしゃっているから、これを聞いたのです。そんなに急がなくてもいいのですけれども、そういう姿勢が以前よりは出てきたなとは感じますけれども、まだまだ足りないなと実感しております。

そこで、以前にもこれは聞いたのですけれども、職員採用試験に触れさせていたきたいのですが、でき上がってしまった人を教育するというのは大変難しい面がある。できれば最初から強い職員さんを採用したほうがいいのではないかという。これは平成24年の定例会で自分が質問したとき、たしか村長、教育長でいらしたような気がするのですが、お忘れかもしれないのですけれども。

これは明石市というから兵庫県ですね。兵庫県の例を挙げて、採用試験の傾向を質問した中に、ここでは教養試験は一般常識能力適性検査のみ。つまり、専門試験とか

法律の試験は一切行わない。経済も含めて。こういうものを全部廃止したようです。そして、集団討論等を取り入れて、何を重視するかというと、やる気や豊かな想像力、ここに重点を置いているようです。そのメリットは従来、職場に入ってこなかったいろいろなタイプの職員さんが入ってきますよね。そして、きちんと自分の意見が言えて、難しいことに直面してもくじけない人材。こういうのが多くなったと、こういう実例がある。

これは実際にやっていることなのですが、デメリットもありますよね。専門試験がないので、例えば法律知識が全然ない職員さんも入ってきてしまう。でも、そんなものは採用後に重点的に鍛えれば、すぐ人材育成が図れる。ですから、デメリットよりもやはりメリットの方が大きいのではないかと、こういうふうに思いますが、採用試験に関しては、村長、いかがお考えですか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 正直、まだ採用試験のことに頭が回っていないところなのですが、職員のやる気とか想像力の話が出ておりました。私は役場の職員で、前にも申し上げましたけれども、どちらかというときの悪い職員でありましたので、よく職員の気持ちというのですか、そういったところはわかっているつもりであります。

やはり行政というのは、村民の皆様、いろいろなことを要望して、村民需要という行政需要があるわけでありますので、誰の言うことを聞いていいのかわからないということもあったり、例えば先輩もそうでありますけれども、いろいろな先輩があって、なかなかあれだと。

私が一番、今になって思いますに、どこで職員が育ってくるかということを考えますと、当然、職場の先輩から教わることも十分あるわけですが、また、役場ですので、大きな市役所とは違いますので、村民の皆さんが、例えば何々委員会の委員さんであったり、議会の議員さんであったり、そういう方が職員を育てていく。そういった面が大いにあると思います。私たちの年代ですと、何々委員さんに怒られたとか、よく聞く話でした。最近、やはりそういう話がなくなってきたなということを感じています。

やはり、議員さんもそうですし、それぞれの委員さんが職員を育てる。あの職員はだめだという話ではなくて、俺が育ててやるという、そういったことも思っていたかと、大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） そうは申しまして、役場の議員といえども、内部とはいえない、一步外のあれで職員を育てると言われてもなかなか難しいのですけれども、これは村長にご期待申し上げておきます。

もう1つ、平成26年、このときは村長はいらっしゃらなかったのですが、その中で、大阪の熊取町の取り組みを、先ほどの甘いアメとかご褒美とか、そういう面を取り上げさせてもらったのですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

この熊取町では、ずっと早くから努力したら報われるという仕組みの必要性を感じて、そういう観点から勤務評定制度を導入した。それは職員のやる気を向上させることが大きな目的で、従って評価の結果、結果が出ますよね、それは必ず面談で本人にフィードバックする。どんな部分が期待されているのか、どんな面でさらなる努力が求められているか、それを直接本人に伝えている。こういうことだそうです。

さらに、その勤務評定の後に、職員のさらなるやる気を高める、職場活性の目的で、「職員きらり賞」という表彰制度を設けた。これは別に賞金を出すわけではない。ただ単に、たしかバッジでしたか、表彰状とピンバッジくらい。そのピンバッジをつけて日常の業務に励む。それを見た住民さんは「ああ、この方は表彰された職員さんだ」同僚にもわかる。上司、部下も、みんなそれをわかるわけですね。ピンバッジをもらった、いわゆる表彰された職員さんたちが非常にいい意味でのプレッシャーを感じていると。高い評価を受けて、さらなる研鑽を誓うと。そのようにおっしゃっている方が非常に多かった。ここにぜひ村長も注目して、今後の人材育成を図っていただきたいと、このように感じておりますが、人材育成に関して、もう一度、村長の考えをお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほど総務課長が申し上げましたけれども、今の勤務評定、これは義務づけられておりますので、やらなければいけないということであります。これを本当に有効に使うために、それぞれ役場の中でもう一度、どう評価をするか。そういったことの勉強会もまた開かなければいけないと思っておりますし、確かに素晴らしい制度で、理想の制度ではあると思います。これを有効に使えるかどうかにかかっている問題でありますので、その辺、いいということは十分わかっております。あとはどう運用するかだと思っておりますので、十分有効に活用できるように努力するというか、努めてまいりたいということであります。よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） その件に関しては、大いに期待申し上げているので、お願いいたします。

最後になりますが、村長姿勢の重要性ということを述べさせていただきます。日本各地の中でも、いろいろな政策課題において、際立って目立つ実を上げ、成功している自治体に共通していることがあります。それは、首長の揺るぎのない姿勢。これがあります。それを庁内に浸透させている。例えば、それを発案した首長さんが引退されても、次世代へきちんと引き継がれている。ここで首長の責務の重要性がいかにも求められているかと、こういうことだと思うのですよ。

最近の村長発言、選挙中もそうだったかもしれないですけども、「村民の皆様とともに」「村民さんを交え、一緒に考えていこう」と、こういうことを折に触れてよくおっしゃるのですが、それはそれで重要。いいんです。ただ、その目的に向けた強い村長指針というのが一層求められるわけで、ここで成否を分けるのは本庄村長自身の強い意志の持ち方だと思うのです。その決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘のとおりといいますか、私も今の意見を聞いておりまして、ある面、全くそのとおりだと感じております。ただ、私が一番思っておりますのは、要するに私がこうやりますと旗を掲げて、後ろを見たら誰もついてこないという。これもやはりよくある話だと思います。

今、山形村は、私、前にも申し上げたのですけれども、行政懇談会というのが地区であります。何回か私も昔参加していたのですが、意見というのがほとんど出ないというのが現実になってまいりました。そのときの1つの行政懇談会での話ですが、合併するかどうかという議論があったときの行政懇談会。これは山形村ということではないのですが、村長が「合併の問題があるけれども、村民の皆さんはどう思うか」と意見を求めたわけでありまして。ある方が手を挙げて、「そういう難しい問題は、俺たちは忙しいから考えている暇がない。そんな難しい問題は役場の皆さんが高い給料をもらっているのだから考えろ」と、「おかしいじゃないか」と、こう言われたと。これが私、一番印象に残っている公務員生活の中の話であります。

民主主義の原点であったはずの住民主役というものが、戦後70年経とうとしているときに、現実にはもう役場はどうでもいいと。行政はどうでもいいというふうになっているという、これもまた1つの事実でありました。でありますので、村民の皆様

がまず発想するということを中心を原点にこだわりたいというのが私の考え方であります。

そういったこともありますので、まずは村民の皆様いろいろな意見をお聞きしたいというのが今の心境であります。役場の内部の職員教育、これは私の一番大事な仕事でもありますので、そのところはしっかりとやらせていただくという決意であります。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長任期の4年というのは、長いようではありますが、実際に動いてみると、そんなに長くないと思っております。ぜひ強いリーダーシップを発揮なさって、全村民のリーダーシップをとっていただきたい。

以上、ご期待を申し上げ、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、上条浩堂議員の質問は終了しました。

ここで次の質問順位4番に入る前に、休憩いたします。午後の再開時間は、午後1時に再開を行います。

それでは休憩。

（午後 0時04分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位4番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項1「行政組織の改革と職員の人材育成について」を質問してください。

増澤議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。今回は大きい項目で2つの質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、「行政組織の改革と職員の人材育成について」であります。

縦割り行政の垣根を越え、時代に対応した柔軟な行政組織が必要であることは、以前から役場組織の課題でありました。また、職員の能力向上や優秀な人材の確保、育成も課題であります。団塊の世代が大量退職した後、若返りが図られていますが、経験不足や配慮に欠けると思われる業務遂行がたびたび見受けられます。村長選挙にあたり、村長の公約にも盛られているこの2つの件について、次のとおり伺います。

質問1、縦割り行政の解消に向けた具体的な対策はあるのか伺う。

質問2、現状の職員の資質、能力や取り組み姿勢等、村長はどのように認識しているか。

質問3、村長の理想とする職員像とはどのようなものか伺う。

質問4、意識改革が必要と言うが、具体的な改革案はあるのか。

質問5、人事評価制度が始まったが、どのように職員育成につなげていくのか。

以上、通告に基づく質問です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは、「行政組織の改革と職員の人材育成について」のご質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の質問でございますが、「縦割り行政の解消に向けた具体的な対策はあるのか」ということであります。公務員の行政運営の特徴の1つでもあります縦割り行政になっているため、役場に相談に行くと、「それぞれの部署をたらい回しにされた」といったケースがあります。役場の仕事は法律や条例等に縛られていることもありまして、上下関係には強いのですが、横のつながりは薄いというのが現実であります。

例えば、窓口の対応についてですと、役場の業務全般を熟知した職員が総合窓口として対応することや、複数の課にかかわる事業を、関係部署が連携して企画するプロジェクトチームで対応するなどが考えられると思っております。

次に、2番目のご質問の「現状の職員の資質、能力や取り組み姿勢等、村長はどのように認識しているか」についてであります。役場職員、それぞれ資質や能力を持っていると思います。それぞれの職員の能力を高め、村民の皆様の期待に十分応えられる役場職員に育てることが村長の重要な仕事の1つだと認識をしております。

次に、3 番目のご質問の「村長の理想とする職員像とはどういう姿か」ということでありますが、理想としては、仕事は人一倍でき、同僚、上司、部下にも信頼される職員、そういったスーパーマンのような職員が 1 つの理想像ではあると思います。

しかし、仕事は組織で行っておりますので、個人の力とは別に、チーム力が問われるのが現実だと思います。私の個人的な思いではありますが、常に 5 年、10 年先を見据えて、何を優先して行うかを柔軟に発想でき、失敗を恐れずに仕事に挑戦できる職員が理想の職員像だと感じております。

また、理想の組織像ではありますが、職員がそれぞれの構成を発揮しながらも組織の目標に向かって全員で立ち向かうことができる、そういった組織が理想だと感じております。

次に、4 番目のご質問の「意識改革が必要と思うが、具体的な改革案はあるのか」ということでありますが、公務員の 1 つの例とされる、指示された仕事を無難にこなす、自分の仕事以外は興味を持たない職員といったイメージがあると思います。自ら発想し、仕事を合理的に改善でき、やる気を向上させるよう、意識の改革を促していきたいと感じております。

例えば空き家対策を主管する総務課と空き家に隣接する産業振興課の所管の農地の販売をセットであっせんするようなメニューを企画した場合ではありますが、課を越えた協力体制を新たにつくり、お互いが協力することが必要になってまいります。

お互いに真剣に考え、新しい発想が生まれることもあります。それぞれの課を越えた新しい事業を創造できる職場を職員とともにつくってまいりたいと考えております。

次に、5 番目のご質問の「人事評価制度が始まったが、どのように職員育成につなげていくのか」についてであります。

平成 28 年から人事評価制度が本格実施となりました。能力評価と業務評価の 2 本立てであります。山形村の人材育成方針の中で、職場で建設的な意見や計画を提案し、自ら実行できる職員を求めています。人事評価をすることにより、職員の不足する能力を見極め、それぞれの職員が必要とする研修などを行いたいと思います。また、職員自らが不足する能力を把握し、必要な研修が受けられる体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7 番（増澤武志君） 回答いただきました。最初の縦割り行政の解消に向けたという

ことでありますけれども、これは村長が立候補のとき、信濃毎日新聞の２月１６日付の紙面に「候補者に聞く」という欄がございました。ここでは、時代に対応できる柔軟な行政組織をつくるということで、人手不足の農家と仕事を探す主婦を結ぶ労働力あっせん事業や、村外からの新規就農者に空き家を紹介する取り組みなど、村民の需要を役場各課が共有し、縦割り行政の垣根を越えることで、小さな予算で大きな効果を得るということで、これは村長の発想だと思います。まさに、先ほどの回答の中にも一部ございましたけれども、やはり村長も役場から離れて、外から見て、感じたことがあると思います。こういった例として、今言った新聞紙面の例もございましたけれども、そのほかに「このようにすればいいのにな」と素朴に思うことはございますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 何か組織を変える、発想を変えとか意識改革ということで一番大事なことは、動機づけだと思います。なぜ変えなければいけないかということなのですけれども、必要がないと人間はなかなか努力をしないものだと思います。変わらなければいけないという必要を感じるのだと思います。先ほど申し上げました例であります、よその課と連携をしたり、よその組織と協力しないと事業が進まないという状況になれば、職員はそこで考えると思いますし、新しいシステムをそこで生み出してくるという、そんなことだと思いますので、まずは何をやるかという目標が大事だと感じております。

そんなことですので、何をやるかという目的をしっかりと示して、それに向かってそれぞれの職場が垣根を越えた連携ができる。そういったものを目指したいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○７番（増澤武志君） 村長の思いの一端だと思います。具体的にはどんな動きがあったかということはわかりませんが、村長が就任して、今のような思いで役場の中を見ていると思いますが、これまでに職員に直接投げかけた言葉として、「こうなったらいいのにな」と思うような言葉がございましたら、ご披露いただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほども申し上げましたが、あまりできのいい職員ではなかったものですから、偉そうなことが言えない立場でもあります。ただ、言えることは、

何のために仕事をするか。そのところの最初の動機づけだと思います。仕事をしている中で、あまり注意していない、ぼうっと仕事を見ておりますと、実際には問題があっても気がつかないということがあると思います。そんなこともありますので、とにかく村民目線であつたり、細かいところまでよく目を行き届かせる。

それと、役場で仕事をしていますと、細かい間違いというか、そういったことは日常茶飯事です。そういったときに、その間違いがなぜ起きたかということと、その間違いにどう対処するか。そのことが一番大事だと、そういったことがあるたびに指示をするというか、話し合いをするようにはしております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ありがとうございます。まさに細かい仕事をぼうっとしているようでは、やはり細かいところに目を配れと。これは当たり前のことかもしれませんが、改めてそういったことを村長自らおっしゃるということは大変大切なことだと思いますので、今後ともそのような対応で行っていただきたいと思います。

それから、村長から先ほどの、空き家と農地をセットにしてというような提案もございましたが、似たようなことで、プロジェクトチームの活用というようなことが必要になると思いますけれども、このような事業をやったらどうかという見本を村長が示しましたが、では、村長から村の職員に対して、こういったことができないかという提案を求めるというようなことはございましたでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私も就任してまだ3カ月でありますけれども、例えばという話でしました今の、空き家対策と荒廃農地、空き家の横にある農地をセットで売るといふ、そういった事業があった場合の話を例として申し上げたのですが、例えばこの仕事をする場合でも、空き家の実態の把握と、農地が遊休農地でどういう状態か、売ろうとしている方がいるのか、どういう状態になっているか。その辺の実態調査がまだできていないというのが現実であります。

要するに、何を商品として売るかというときの、何を売るかというまだ市場調査ができていなかったり、開発する商品がまだモデルができあがらないというのが現状でありますので、いろいろな準備ができ次第、またそういったことは職員の発想も当然入れながら事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） やはりチームとして相談すれば、三人寄れば文殊の知恵ではありませんけれども、いい知恵が出ると思いますので、そのような方向でお願いします。

それと、職員の資質や能力のことをお聞きしましたけれども、これも新聞記事であります。信毎の2月21日、これは選挙が終わって「新村長に聞く」という欄でこう書いております。「まず取り組む政策は役場職員の意識改革だ。1つの仕事について1つの論文が書けるぐらいの真剣さで臨んでほしい」ということを書いております。具体的には、そのような職員は山形村にはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 具体的にはといいますか、今の記事に書いてある内容でありますけれども、結局、どういうことを申し上げたいかといいますと、例えばこういう仕事をしなさいというか、マニュアルというものが片方にはあるわけでございますが、いろいろな制度というのは大きい市であったり、東京のところで法律ができてくるわけでありますので、地方に来ますと必ずしも制度が合わないケースが多いというふうに感じております。そんなことなものですから、山形モデルのような事業の取り組み方が、担当職員ができるのがいいかなという思いで、そのことを申し上げたという経過であります。

実際に職員も3年、4年と長くなれば、自分が担当した仕事、山形村だったらこんな工夫をして、こんなことができたというようなことを自分で整理して、理論立てて考えるといったことになればいいなという思いでおります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） まさに法律の解釈を四角四面ではなくて、山形に合わせた、事情に合わせたということで、これこそ職員として能力を発揮する場面だろうと思います。そのような村長の思いをやはり職員はしっかり受け止めて仕事をしていただきたいと思います。

それから、質問が変わってきますけれども、人材育成のことです。

人材育成基本方針。これが定められております。これにつきましては、平成20年11月制定でございます。ここにはございますが。それから8年が経過し、9年目になります。その間、地方分権の推進だとか、地方創生の取り組みという新しいもの、あるいは地方公務員法の改正等、環境が大分大きく変わってまいりましたが、この人材育成基本方針を要約いたしますと、地方分権が進むと国、県からの移譲事務が増大し

ます。さらに、村民の要望も多種多様にわたります。そこで単に人員増でなく、質を高めること、人材の育成が急務であると。

9年前から同じことを言っておりますけれども、その中で、この後の質問にあります、1つ、人事考課制度の導入。2つ、研修制度の充実。3つ、提案制度の活用、というように項目がございます。人事考課制度、研修制度は、この後質問いたしますが、提案制度のことです。

職員の提案制度に関する要綱が昭和53年にできておりますが、この要綱に基づいた職員提案があったかなかったかということを私は26年6月、27年6月、それから28年6月に職員提案の状況を聞いております。いずれもなしであったのですが、29年6月になりました。昨年1年間、職員からの提案はございましたでしょうか。これは総務課長でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今言われました提案制度でありますけれども、提案については職員から出ておりません。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ということは、私、4回聞きましたが、4回とも職員提案がなかったことになります。職員提案があればいいということではなく、やはり中身だと思いますが、まずは職員提案、提案するだけのやる気が職員にあるかどうかという試金石になると思います。人材育成基本方針の中にも提案制度のことが明記してありますので、これにつきましてはやはり取り組みが少ないのではないかなというふうに率直に思います。

それから、この育成方針の6ページになるのですが、「新たな提案制度の仕組みづくり」をつくと謳っております。その後、どうなっているかをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 人材育成基本方針につきまして、この提案制度というのはとても重要な部分であります。この提案制度なんですけれども、職員のやる気という部分が一番全面的に出てくるものだと思っております。その職員のやる気を出させるということがやはり質のいい職員につながっていくと感じています。提案制度につきましては、ある程度、見直しもしていかなければならないということで、この基本方針の中にも謳ってはございますけれども、まだまだできていないということでもあります。

一番は、先ほども言いましたように、やる気を出させるようなことにつながるような提案制度というものにしていきたいというふうには考えておりますので、今後、他の市町村のことも研究しながら、ある程度改定ができればと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） やはり、やる気を出させるような仕組み、そういった仕掛けをつくっていかないと、「提案しろ、提案しろ」と言ったところで、出てくるわけではございません。やはり村長が先ほどから、やる気の問題だと、村民も交えての発想といたしますか、発想も仕事の上で、そしてチームでやっていくというようなことになれば、すべて新しい提案になってもいいはずでありますので、そういったことを組織としてちゃんと盛り上げていけるような、そういったものをつくっていただきたいと思います。これについては以上にします。

それから、意識改革の中で、これも1つのツールだと思うのですが、職員の派遣等についてであります。県や国、その他関係機関や民間企業等へ職員を派遣するとか、あるいは職員を受け入れるということをしていると思います。まず最初に、その狙いについて明確なものを持っているのかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現在、村では県に派遣、それから県から1人、総務に派遣ということで、派遣研修を行っているわけでありまして、また、広域連合にも派遣しております。

そうした中で、それぞれ違った職場の環境というような部分、どんな仕事でそれぞれの組織が成り立っているのかという部分もそうですし、また、人を覚えてくるというようなことも非常に大事なかと考えております。

今まで、途中、派遣研修というのが途切れたこともあったのですが、また昨年来から始まっておりますので、今言った内容と、それぞれの職員が感じて、また帰ってきて、山形村という部分に生かせればと感じております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 現在、県と相互派遣ということで、職員を交換していると。それから広域にも派遣しているということで、やはり違う環境であるとか、違う仕事だとか、これは当然なのですが、その中で、行った先の職場での環境だとか風土だとか、持って帰って、役場に「これはやったほうがいいたろう」と思うようなことが多分、その職員は感じているのだらうと思います。そういったものを役場として、

全体にフィードバックするような体制はございますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現在、その体制はできてはいませんが、先ほど言いました、上司から部下に教えるとか、同僚から同僚にというような研修。先ほどあったOJTという部分、非常に大切かと思うので、そんなことを主に、今度は研修というようなことも必要になってくると考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） せっかく行って学んだことを、やはり1人の成果にせずに、全体の成果にするという仕掛けが必要だと思います。OJTで職場の中に返す。それからあと、同じようなことを役場全体に返すというような、そういった仕組みをぜひともつくって、そういった体制がないと回答があったのですけれども、ぜひそういったものをつくって、効果的なものにしていただきたいと思います。

それから、今、派遣職員は一般職が行っていると思いますけれども、私が思うに、意識改革をするためには課長級職員を派遣するというようなことはいかがでしょうか。そういったお考えはございますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今の状況下では、課長の皆さん、非常に重要なポストという部分でありますし、余裕的なものもございませんので、現在はできませんけれども、今後の管理職という部分もそういう研修に参加するということは必要になってくるのかなとは感じております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 現状は大変かと思います。それはよくわかります。そうしますと、逆に県や近隣の市町村から、退職をされたような課長級の職員、そういった方を山形村役場で嘱託等の身分、あるいは課長でも結構なのですから、そういった外からの風を入れるという考えはございますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 外からの風という部分では非常によいことだと感じておりますが、ただ、しっかりした目的という部分、どういう活用をするかというところをしっかりと見極めた中での、外から新しい人材を入れていくということについてはまた今後、研究しながら対応していきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ぜひ、いいものは取り入れるということで、柔軟な発想でお願いしたいと思います。

それから、また外からの風を入れるという中では、地域おこし協力隊というのがございます。東筑5村の中で、恐らく地域おこし協力隊を導入していないのは本村だけだと思いますが、こういった地域おこし協力隊を入れるというお考え、現在、どこに入れるかということもございますけれども、将来にわたって協力隊を活用するというお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 地域おこし協力隊につきましては、県下でもほとんどの市町村が採用しているということであります。山形村においても、先ほども言いましたように目的をしっかりとって、やる仕事を決めた中で、今後活用ができればと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） そうだと思います。やはり村外の目、違った視点から村を見るということが大事であります。これにつきましては、給料は全額国からの負担ということでございまして、入れるに越したことはないと思います。それと、やはり山形村のブランド推進という意味から言うと、そういった外からの目が大事ではないかと思いますが、ぜひとも活用していただきたいと思います。

それでは、別の質問になります。時間もなくなってきましたので、人事評価の件について伺います。村長の答弁の中でも、28年度、昨年度から業績評価を導入した能力評価と業績評価ということで、人事評価制度が始まりました。1年間、行ってみての成果とか課題、そういったものは総括できていますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 能力評価と業績評価という2本立てで行っているわけですが、当初は能力評価が主だったのですが、今は業績評価が主になってきている形であります。そうした中で、当然、年3回、個別相談を行った中で、業績評価については目標を持った事業に対しての進捗状況等を、ともに評価者と被評価者の間で話をした中で結果も報告しているということでありますので、そういう面では非常に成果は出ているのかなと思います。

もう1つの能力評価につきましては、先ほども言いましたように、やる気という部分の評価につながるものであります。そんな関係もありまして、そちらは年1回の個

別面談という形にはなるのですけれども、なかなか難しい面もあります。ただ、一番重要なのは、評価する側の目が統一されているかどうかという部分が一番大事なかなと感じていますし、評価される側もそうですけれども、評価する側という部分についてはそういう面をしっかりとそろえていかないと、なかなか結果も出てこないと感じておりますので、評価者は評価者なりの研修を、また、被評価者に対する研修というのも、そのような業績評価の結果からしっかり対応できればと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 1年やってみて、成果は端的にはあったという回答だったと思います。まず、評価者の目を統一するということと言いますと、やはり課長さんたちそれぞれが同じ目を持って見なければいけない。また、最後には、これは村長がすべての評価について目を通すことになりますので、その点については公正な評価をしながらやっていただきたいと思います。

私も実績評価、能力評価とか、公務員のこの制度が始まる前から実際に行ったことがあるのですけれども、やはり業績評価をすることによって自分の抱えている仕事の進捗状況などが課長に相談できるわけです。周りに相談できなくても、必ず年3回の面接で進捗状況を把握される。そうなりますと、仕事の落としとか、そういったことが未然に防げるということで、これは大変、課長にとってみてもいいことだろうなと思います。その点は正直に感想としていかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 業績評価をする前は、部下の仕事内容まではあまり深く見ていたわけではないものですから、業績評価をすることによって、どのくらい進捗しているかということも見極めることができましたので、最初に当然、その事業の目的というか目標というのも設定は被評価者と合わせてやっているものですから、そういう面では非常に、進捗状況、目標を持って仕事をするという部分では成果があると感じております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 課長がそういうふうにおっしゃっているということは、どの課長さんもみんなそうなのかなと思います。

それと、面接等の前に、課としての目標の設定をすると思いますが、それぞれされたと思いますが、その設定の仕方にもよると思います。村長は、各課長のそれぞれの課の目標設定されたのをご覧になりましたでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 正直に申し上げまして、各課のそれぞれの今年度の目標について、まだしっかりチェックができていないというのが現状であります。まさに議員の指摘にありますとおり、まずは課で何をやるかというところがあって、その目的に向かってそれぞれの職員がまた自分の目標をつくる。組織の目標と個人の目標がどういうふうに整合していくかだと思うのですけれども、そういったことをまたしっかりと目を通して、行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 組織というのは目的を持って動きますので、村長、ぜひともその点はこの業績評価を実際に使ってみて、実績を上げていただきたいと思います。

それと、仕事上の問題点だとか組織上の問題点につきましては、過去、自殺した職員が何人かいらっしゃると思います。その職員たちがどんなことに悩んでいたかを把握できるのもこういった面接だと思います。抱え込んで、相談もできないというような職員がいないようにぜひお願いしたいと思います。

この件についてはこれで終わりますけれども、まとめとして、人材育成に関してはかつてのように上司や先輩の背中を見て「ついてこい」と、そういうやり方では通用しないと思います。育成する目標をちゃんと持って、意識的に働きかける。そういったツールが必要であります。そのツールがこういう評価制度であるとか研修制度でございますので、こういったことを有機的に活用しながら人材育成に励んでいただきたいと思います。

役場の人、職場風土、あるいは雰囲気を変えていく。新風を入れるという意味で、本庄村長に期待をいたしますので、よろしくお願いします。

以上でこの質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問事項1は終了します。

増澤議員、次に質問事項2「子育て支援の窓口を教育委員会に一本化することについて」を質問してください。

増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） それでは2つ目の質問であります。「子育て支援の窓口を教育委員会に一本化することについて」であります。

子育て支援に係る事務を教育委員会に一本化すると村長選挙期間中に公約として表明されました。子育て支援事務と教育行政は共通する部分と役割が違う部分もありま

す。どのような意向で、どのように進めるのかを伺います。

質問１、子育て支援事務と教育行政を統合する意義はなにか。メリット、デメリットは。

質問２、一本化を考える事務はどの部分か。

質問３、対象児童は何歳から所管するのか。

質問４、保育園２園の整合性、また幼稚園児、在宅幼児と、それぞれ違いがありますが、どのようにするのか。

質問５、「認定こども園」は幼児教育と保育の両方の機能を持ちます。導入の考えはありますか。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「子育て支援の窓口を教育委員会に一本化することについて」のご質問にお答えをいたします。

まず、１番目の質問でございました「子育て支援事務と教育行政を統合する意義は何か、メリット、デメリットは」ということでありますが、統合する意義についてですが、子育て支援業務の目的は「次の世代を担う子どもの育成」とされております。一方、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」とされています。

こういったことを見ますと、子育て支援に関する目的も、教育に関する目的も、目指すところは、根本では同様であると思われます。子育て相談窓口を教育委員会に一本化することによって、子どもの育成について福祉の視点に加え教育的視点を持つことで子育て支援課と教育委員会、それぞれの業務内容が子どもの発達段階に応じて一層有機的に接続することが期待できます。子育て・教育の一貫した支援が図られるものと考えております。

メリットにつきましては、先ほど統合する意義について申し上げましたとおりで、目的を共有し、同一の目指すべき視点をもって業務を行うことで、連続した子育て及び教育支援が一層可能となり、子どもの育ちにとってより充実した状況になるものと思われます。

次に、デメリットについてですが、村の例規の整備等、業務が増大することや、財

務会計等のシステムの変更、調書等の変更や事務の経費が増大することが考えられます。

次に、2番目のご質問の「一本化を考える事務はどの部分化」についてであります。子育て支援課で所管している事務についてはすべて教育委員会一本化の対象にしたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「対象児童は何歳から所管するのか」ということであります。先ほど申し上げましたとおり、子育て支援課の事務すべてを一本化したいと考えておりますので、対象児童は出生時から考えております。

次に、4番目のご質問の「保育園2園の整合、また幼稚園児、在宅幼児等、それぞれ違いがあるが、どのようにするか」ということであります。先ほど申し上げましたとおり、事務を一本化することでそれぞれの保育園や幼稚園児に対して、よりスムーズに現在の事業を継続できると考えております。また、在宅幼児についても、子育て支援課の事業と教育委員会の事業を連携することで、より充実したものを提供できると考えています。

次に、5番目のご質問の「『認定こども園』は、幼児教育と保育の両方の機能を持つ。導入の考えはあるか」についてであります。幼稚園へは毎年、山形村で10名前後が通園しているようであります。育児休業中で、保育所入所要件から外れてしまうために利用される方もあると聞いています。

この近隣では、安曇野市は幼稚園への通園が難しく、市の保育所に私的理由での利用が多かったために、今年度から私立保育園全園をこども園に移行し、私的理由のお子さんでも保育を利用しやすくしたということを伺っております。村でも、子ども・子育て支援会議で検討するとともに、保護者の皆様の意見を聞きながら、認定こども園導入については検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 答弁をいただきました。近隣の東筑の村で、保育園、小中一貫教育を目指す動きが出ております。まず生坂村で保小中一貫教育研究検討協議会を7月に発足させるという記事が出ておりました。これは村の子どもたちに対して、特色ある教育ができる方策を考えるという教育長の話であります。

それからもう1村が麻績村であります。麻績保育園まで含めた保小中一貫教育を2020年度を目途に実施するよう、教育委員会から村長に答申をした。保育士、

教職員が中学卒業まで見通して、指導方法や指導内容など、志を育てる教育を中核に据えて、子どもの支援を行う一貫教育を検討するとされております。これは6月1日の信毎でありますし、生坂は5月27日の市民タイムスであります。

やはりこういった村長の思いといいますか、そういった思いも、保育園から小中まで含めて、一貫教育というところまでは行かないかもしれませんが、教育委員会に統合して有機的な子育て支援、就学前教育も含めてやるという動き、これは私も賛成でありますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援法が27年度から施行されました。これは内閣府、文部科学省、厚生労働省から出ているパンフレットであります。この中に現状の課題と解決方法が書いてございます。ちょっと紹介したいと思います。

まず、課題の1番目「親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれてきました」「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します」というのがこの支援法の趣旨であります。その中に、「幼稚園と保育園の良さをあわせ持つ認定こども園の普及を進めます」。それから、説明ですが、「認定こども園は幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設です」とあります。

この中でメリットが、「保護者が働いている、いないにかかわらず、利用できる」ということ。これは幼稚園機能が認定こども園に備わるわけであります。それから、「保護者の就労条件が変化しても継続して利用できる」。例えば、妊娠、出産、育児休業等、母親の変化があったとしても退園しなくて済むということ。こういったことは子どもにとってみれば、途中で退園するということはやはり教育上、あるいは子育て上、非常にいいことではないと思います。こういったことをしなくてもいいというのが認定こども園なわけであります。これが1つ目の課題。

2つ目の課題は、「核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している」。これに対しては、「地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる」というもの。課題の3は、待機児童の増加。これにつきましては割愛をさせていただきます。

こういったことを受けまして、村でも子ども・子育て支援事業計画というのが平成27年3月に策定されました。これは平成27年4月からのこの新法移行にあたっての準備として、ニーズ調査、事業料の見込み、営業体制の確保を計画したというものであります。子ども・子育て会議の委員に本庄村長が入っております。ですから、こ

れをつくった側でありますので、よくわかっておられると思います。

その中で、第4章に「事業展開の現状と課題」というところがございまして、「教育施設、幼稚園、認定こども園に対する需要は、ニーズは、幼稚園は4.5%の利用がある」という記載がございします。山形村の状況が当時はこういう状況でありました。保育園に関しては69.5%と事業所内保育所が村外にありますが、合計しますと70.8%の保育施設でのニーズだということであります。

そして、このニーズ調査の意見欄にこういったことが書いてあります。これも紹介させていただきます。「ニーズ調査の自由意見を見ると、現在、子どもを持つ世帯が大勢いる山形村で、子どもの保育受け入れ先が保育園2園しかないというのが少し残念に思います。多様な働き方ができる今の時代ですから、村内に公立幼稚園ができたらもっとよいのにと感じています。今は幼稚園に入れたくても、村外の大規模な私立幼稚園ぐらいしか選べないのが現状です」という要望が多数寄せられたと。

次に認定こども園に関するニーズ調査もございました。その中でも同じようなことを言っております。「ニーズ調査の自由意見を見ると、認定こども園があると助かります。保育園が近くても入園できない家庭は、村外の幼稚園に通うことになり、ラベットサロンなどでできたお友だちとばらばらになってしまうのが残念に思います」という要望があった。

ということで、村外でも幼稚園需要というのが、数値的には4.5%という数字が出ておりました。しかしながら、小さな声なのですけれども、こういった声を大事にするならば、そういったことも受け入れて、教育委員会、子育て支援、一体となって実現をするというのが筋ではないかと思います。村ではちゃんと準備しているのですよね。保育園の条例改正をされております。その中で、入所資格がございしますが、第5条に子ども・子育て支援法19条第1項第1号認定を入れてあります。ということは、先ほど村長が言われました私的契約になるわけですけれども、保育を必要としない子どもを追加的に受け入れることができるように条例も改正されているわけです。

この件に関して伺いますが、この1号認定の場合、保育料はどうするのか伺います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今の保育料をどうするかというご質問ですけれども、その場合は特別利用教育という形になると思います。子ども・子育て支援法の中でも、このお子さんたちについては世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、市町村が定める額を控除して得た額というふうになっておりますので、今回の議会の中でも提

案させていただいている２０％減免というようなところも活用した中で、保育所の空き状況等を勘案した中で村長と相談して、入所についての検討を行った上で入所についての利用料等も決定していこうという方向で考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○７番（増澤武志君） 現状、利用がないところへ持って来ての話ですので、これから検討することになろうかと思います。法の精神から言って、近隣では保育料の最大値を私的利用の場合はかけるというようなところもあるのですが、それはこの法の精神から言っても違うだろうと。やはり応分の負担を求めるけれども、そういった過剰な負担を求めるということはまずいと思いますので、ぜひとも適正な利用料を設定していただきたいと思います。

最後になりましたが、認定こども園の関係をお伺いします。ただいまの子ども・子育て支援法の中で、認定こども園については推進していくという国の考え方がございます。私は認定こども園に関して、安曇野市で１８園全園を４月から移行したということで、６月６日に視察をしてまいりました。当時の安曇野市ですが、２７年度に、この支援法ができる前の状況では、やはり私的契約で保育にかけない子どもについては保育料の最大料金で受け入れたということでありました。ところが、２７年度、この新法が施行されてからは、幼児教育が市町村の義務とされた。保育園で受け入れるためには、そのときからは認定こども園にしなければいけないと、去年のときに考えて準備を始めたということであります。

やはり、法施行に向けて、役所としての意気込み、積極的な解釈をし、保育が必要でない子どもについても教育、保育を総合的に提供するというのをこの支援法で謳っていますので、ぜひともこういう考え方で行っていただきたいと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 子ども子育て支援会議の話と認定こども園の件であります、議員のご質問とずれるかもしれませんが、やはり私が一番感じておりますのは、例えば山形村に越してこられた方も、以前住んでいたところが都市部であったという方も多いわけですが、いろいろな要望のある中に、例えば病児保育というようなことがあります。やはり山形村のような小さい自治体では、どうしてもそういったサービスができないものも当然メニューの中に出てまいります。

そういったところを、では、どうカバーするかという場合に、近隣の大きなところ

をお願いをしたり、違う方法で、ボランティアであったり、違う支える方法をつくるか。やはりこれも先ほど申し上げましたとおり、山形村の特色といいますか、地理的条件であったり、村の置かれた立場を勘案しながら、山形村で一番いい、子どもたちが育つ環境というものを現場とまた相談しながらつくっていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ぜひ山形村に合った計画をつくっていただきたいと思います。

基本的なものはこの子ども・子育て事業計画がございますので、これに基づいて、可能な限り進んでいっていただきたいと思います。

参考までに申し上げますが、安曇野市が認定こども園に移行するにあたってどのような負担があったのか聞いたのですが、県へ申請をすればいいということでありますが、保育園であればハード的な投資は何の必要ないと。給食施設も持っておりますので、保育園を認定こども園化するにはハード的な面での投資はいらない。逆に、幼稚園が認定こども園になるためには、給食施設を持っていないところも多いものですから、そういったところは大変な投資になるところがあるそうであります。カリキュラムでも、教育、保育の統合がされていますので、山形村ではカリキュラムの変更もしなくていいだろうということのようであります。

また、準備スケジュールであります、11月に県への申請をすれば済むと。11月申請をしないと、新年度事業への認定はされないということですので、12月議会で条例改正をしても間に合うだろうというふうに思います。ですから、ハードルは高くありませんので、やはり認定こども園、幼稚園機能が必要であると検討されましたら、進んでいっていただくのが一番いいのではないかなと思っております。

また、安曇野市の保護者の声であります、認定こども園になって、評判につきましては悪いという声は1つもなかったということのようであります。ですから、安曇野市は早速、法に基づいて幼保一体をしたと。私はこれは本庄村長の言う、教育委員会が子育て支援の窓口になるための1つのツールではないかと思っております、ぜひともこれも前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、最後に村長の所感をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 貴重な提言をいただきましたので、しっかりまた検討させていただきますと思います。

細かいことではありますけれども、認定こども園は1つハードルがありまして、幼

稚園の資格、先生方の中には保育士の資格と保育園の幼児教育の教員の資格、それが両方必要にあるということもありますので、そこだけは1つネックというふうに聞いております。また具体的にはしっかり検討して、方向は見定めたいと思っています。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ぜひとも積極的な検討をお願いしたいと思います。それでは、期待をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、増澤武志議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位5番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「農業関連への重点施策は」を質問してください。

小林武司議員。

（5番 小林武司君 登壇）

○5番（小林武司君） 議席番号5番、小林武司です。農業関連への重点施策ということで、質問させていただきます。

農業は村の基幹産業に位置づけられ、先人の努力や多くの行政の支援もあり、本日まで進展してきました。農業の持つ多面的機能は、食料の供給のみならず、観光、環境保全などにもいろいろな形で功を成しているわけであります。

しかし、農業者人口の減少、また高齢化、外国産輸入などが多くなりまして、ほかにも多くの難題を抱えている現状でございます。

さて、村長は施政方針で「農業と自然が輝く村づくり」として、畑地灌漑施設等の農業基盤の整備と、春の砂嵐防止策を述べています。農業関係でも、ほかにも幾つかの思いがあると思われますので、村長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

なお、あわせまして、農業後継者問題の一部と、米の生産調整が来年から廃止になりますので、そのことについても簡単に質問したいと思います。

質問として、1つ目に、農業に対する村長の観点と構想は。2つ目に、村内で若い農業者が増えてきたように感じるわけですが、実際の動向と実態はどうなっているか。それから3つ目に、来年から米の生産調整が廃止となりますが、村としての対応をどうするか、お聞きします。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは小林武司議員の質問に答えさせていただきます。「農業関連の重点施策は」についてのご質問であります。

最初の質問にありました「農業に対する村長の観点と構想は」ということですが、村の主幹産業は昔も今も農業であると思います。今現在、山形村の農業は若い就農者も多く、全耕地面積に対する遊休荒廃農地の割合も約１％と、近隣の市町村に比較しましても比較的農地が有効に活用されてきていると観測しております。

しかしながら、２０１５年の世界農林業センサスの数値から見ますと、販売農家の現状ですが、６０歳以上が約７割、そのうち７５歳以上が約２割５分を占めております。５年後、１０年後と考えますと、農家の高齢化に伴いまして、リタイヤする方も当然あります。村内各地に空き農地も増えてくることが予想されております。新規就農される方が多いからと安心しては、山形村でも荒廃地が増えることが懸念されるところであります。今のうちにしっかりとした未来予想図を立てて、それに向けて計画的な施策が必要となると思われます。一番のキーポイントであります、農業を１つの産業として捉えて「稼げる農業」ということだと思います。それには、効率的な営農、大規模化や産地の特性化が必要不可欠となります。厳しい時代ではありますが、各関係機関から情報収集や農業者の皆様の率直な声をお聞きしながら、さらなる農業投資なども含めて検討し、農業が今後も村を支える基幹産業であるという位置づけで考えていきたいと思っております。

次に、２番目のご質問であります、「村内で若い農業者が増えてきたように感じるが」ということではありますが、松本農業改良普及センターが毎年行っている「４０歳未満の就農者数」の調査によりますと、村内で平成２４年から５年間で１６名の４０歳未満の方が就農されております。これは調査の上の数字でありますので、村で把握できない方もいると思われます。実数はもっと増えているように思います。松本地域で過去５年間で１７４名の方が就農されておりますが、行政規模からすると、山形村では若くして就農される方が多いという傾向があると判断をしております。他町村から見ても、若い農業者は増えているということだと思います。

次に、３番目のご質問の「米の生産調整廃止と村の対応は」ということでもあります

が、ご案内のとおり、米の生産調整は何度か制度を変えながら、現在、生産目標数値を配分する形で調整が行われてきました。来年、平成30年からは、生産数量目標の配分に頼らず、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととして、国からの生産数量目標の配分を廃止する方針であります。

しかしながら、米の需要量は、食の多様化から少子高齢化による人口減少などにより、構造的に減少傾向にあります。引き続き、需要に見合った米の生産を進めていく必要があると思います。国は需給バランスが崩れないように、県へ米の需要見通しなどの情報提供をし、県が需要動向を踏まえた「主食用米の生産数量目標値」を提示し、市町村は県から提示される目標値を踏まえて、生産者へ目標値を提示するという方法が考えられているようであります。

現在のところ、県及び関係機関において、平成30年に向けた目安値の提示の仕方や具体的な取り組みの内容を、9月を目途に提示することになっております。その結果と内容で他の町村の動向も踏まえまして、これからの対応を考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 村長の山形村の農業に対する、基幹産業であるという立場が、今までと同じように続けるということで、心強く思ったわけであります。それだけに、農業というものは持続していかなければいけないし、所得だけでなく、所得はあまりいいわけではありませんけれども、自然だとか環境とか、非常に重要な位置にあるということで、村長の姿勢はそれで大変にいいかと思われまます。

また、公約に挙げてある施設の整備、砂嵐の件についても、何か今、村長の目標といますか、思いがありましたら述べていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 最初のところでご指摘をいただきました、山形村の農業の形態でありますけれども、1つの農業という産業、そういうふうに捉えた場合には、やはり稼げる農業を目指すというふうを考えております。もう1つは、農業を行う、これは先ほど70代、80代の方も畑へ出て、生きがいの1つであったり、そういったことで農業を続けている方もありますし、それが地域の農地を荒らさないという役割を果たしていただいていることも確かであります。

私も昨年まではNPOで定年就農の会を、仲間とともに農業をやっておりましたけ

れども、いろいろな形の農業へのかかわり方があるとは思いますが。ただし、産業として農業として考えた場合には、やはり稼げる農業を残さないと、根幹である産業としての農業が危ないと、そんなふうには考えております。

やはり農業は多面的な機能を持っておりますので、まさしく、自然を守るであったり、景観を守る、水田でしたら水害のときにはダム役割をする。そういった多面的な機能を持っているのが農業という産業のあり方だと考えておりますので、山形村の自然とともに農業というものはあると、そんなことを感じております。

それから、農業の基盤整備という問題でありますけれども、やはり今、第1次構で行った山形村の例えば農道にしても、北海道ですと、あの2倍、3倍の農道があるようです。ブームの大きい機械が両方ですれ違いができるというようなところもあると聞いております。そういったことを考えますと、山形村の農業の置かれている今の社会資本といったものも、将来に向けては考えていかなければならない問題だと思います。

砂嵐の問題もそうでありますけれども、今、何が問題かというところがまだ手探りの状況でありますので、具体的なものはお示しできない状態ではありますが、準備委員会であったり、関係者が寄って今、下打ち合わせをしているといった状況であります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 砂嵐は、今までは風食防止というような形で進んできましたけれども、ここ2、3年、あまり春先起きなかったということと、また雪がたんと降った、去年は雨水災害でこういう話題がちょっと薄くなってしまったけれども、実際には、かつて議会でも、山形に信大の教授の、農大の星川先生、またその関係で同じ信大の先生だった気象学の鈴木先生なんかを呼んで、研修した過程があります。

星川さんが自分で畑の中で観測までして、いろいろなデータを得ていたわけですが、今、山形にいなくなってしまったわけですが、そのころに何度か研究といいますか、勉強会をやったことも今後の風食対策なんかにも、もし生かせたらなと思いますが、大変にこの先生も、どうすればいいという提案は難しくできなかったかなと思います。それまで一番有効といいますか、一般的に行われていた麦の播種がやはり一番、経済的にも効果的にもいいのではないかということがありましたので、そういったことを今後生かして、話し合っていくようにお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員に申し上げます。質問事項1、2、3を主体に質問を

お願いします。

○5番（小林武司君） はい。それでは、1番の問題はそういうことで村長から、村の所得というだけではなくて、大事だということを聞きました。村内で、若い農業者が増えてきたように思うということで、村長から説明がありましたが、実際に2015年の農業センサスの結果を見ますと、農家戸数が減っている中で、山形の若い農業者人口が、15から29歳の方が、最初に農業に取り組んだ年齢だと思いますが、5年前の2010年と比べると、33人だったのが19人ということに減っております。それから30代から40代、幾らか落ち着いたのが11人から13人。それから65歳から70代、どちらかという退職した後、農業に職業を変えたといえますか、やっている方が118人から125人というように増えております。

こういった傾向から見ると、やはり40歳ぐらいまでが一番若いといわれている人数なのですけれども、一番最初に農業につく15歳から29歳が、33人から19人に減ったという理由なのですが、やはり一番は経済。実際にやってみてリタイヤしたのか、そういったデータは村には減ってきた内容にあるのかどうか、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ただいまの質問ですけれども、就農された方が何らかの理由で離農されたというような経過については、村では申しわけないですが承知はしておりません。データのなものもございません。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） やはり難しいかと思いますが、一番は社会的な経済。ほかの企業とかそういった経済状況がよくなったときは、やはり農業人口というか就業者は減っているかなと思われまます。そして、企業とか民間の状況が悪化した場合には、また農業に就く人が若干増えるという傾向があるかと思えます。それと、30歳ぐらいになれば、農業の道に慣れということと基盤ができるということ、またそれしか道が、ほかに行っても同じ収入が得られないというような理由があるかなと思えます。

そういった中で、村では新規就農者に対して、いろいろな助成方法があるわけですが、村で後継者、地元で親がいる方には1年、新しく1人には30万円の助成というか出していますけれども、今度はJA松本ハイランドでも、29年、今年から、40歳ぐらいまでの新規に、親元に就農した方にも、40万円の支援金を商品券という形で贈り、また、もし結婚していなかった場合には結婚のための費用として旅行券で10万円というような施策を打ち出してきました。山形では、同じように予算化の

中で見ても、30万円という親元就農の場合、方針であれですけれども、こういう数字的には、2人とか3人になっているけれども、しっかりとそういう数字は毎年つかんでいるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 新規就農者の村の補助金のご関係でございますけれども、今、議員ご案内のとおり、45歳以下の新規就農者の方につきましては、村からの単独補助として30万円のお支払いをさせていただいております。

予算上、2人とかいう数字で予算見積もりをしておりますけれども、平成25年からこの制度を設けさせていただいて、過去に11人の方にご支援をさせていただいていった状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） これは申請ではなくて、役場というか、農業委員会とかそういうところで調べた数字で支給しているわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） これは申請主義で行わせていただいておりますので、ご本人からの申し出により支給をさせていただいているという状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） もしかしたら、自分で申請しないという人もいるかと思われますけれども、それはそれでいいかと思います。支援いただかないほうがいいという人も中にはいるかとは思いますが。

それと、お年寄り、退職した人たちが、実際には村の農業生産とか地域のまとまりとか、非常に役立っているかと思います。そういったところで、無理をしない程度に楽しみながら、生きがいとして農業のお手伝いをしているような組織とか仲間寄りがもしあった場合に、今後、村で幾らか、いらないというかもしれませんが、お茶菓子代とかそういったことは考えられないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先ほど、増澤議員のところでも出てきたと思いますけれども、村長の公約の中にも、農繁期にお手伝いを求める農家さんと体のあいている皆さんとをつなげるような何か事業をというような話もあります。実際、今井の辺りでは、りんごの摘果が主ではございますけれども、もう動いている部分もありまして、うちの担当者が今井のJAへ出向いて、説明会にも参加させていただいて、研究は始

めております。

ただし、雇用についてはあくまでも農家さんと作業をされる方というふうに解釈しておりますので、そこに村から何かしらの費用を負担させていただくということは今のところ考えておりません。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） わかりました。

それから、今度名前が変わったようですけれども、新規就農者支援事業というのがかなり前からあるわけですが、今度、農業次世代人材投資事業というような呼び名になったようでございます。これも普通、新規就農した場合、40歳ぐらいまで、150万円で5年間、前から就学中があった場合には7年ということになっていましたけれども、今度、海外研修などが含まれた場合には、それにもう1年追加という形になるかと思いますが、こういったこともPRというか、しっかりしていったほうがいいかと思しますので、その辺、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員おっしゃるとおり、昨年まで新規就農給付金ということで、国の補助メニューでございましたメニューが、今年から名称が変わりまして、農業次世代人材投資事業ということに名称が変更になってございます。内容的には特に大きな変更はないのですけれども、こちら、やはり今おっしゃいましたとおり、年間150万円という多額のお金がその方に支給はされています。所得が350万円を超えると、その資金は打ち止めという形にはなるのですが、国庫なものですから、いろいろ縛りが多くて、親元就農の場合には5年以内に名義変更、もう土地の所有自体を自分のものに移さなければいけないとか、そういった縛りもございますので、ちょっとハードルが高くなっております。

それと、営農計画自体も、JAさん、松本農業改良普及センターにも職員2人来ていただいて、実際にヒアリングを受けていただく中で、確実な就農ができるかどうかという判断をした上で、こちらを支給するかどうかを決定していくという形になっておりますので、こちらに漏れた方については、単年度30万円ではございますが、村の、先ほど申し上げた30万円の補助を受けていただいて、ご支援をさせていただくといった内容で、今、進めてございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） わかりました。それと、実際の今の新規就農者という形で自立のために頑張っている方が、もうじき5年間過ぎる方が出るかなと思いますが、そういった方たちは、個人情報ですけれども、一生懸命やっている状況でしょうか。問題がなければそんな評価で話だけでもと思います。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員に申し上げます。ただいまの質問は通告されていない質問でありますので、取り下げてください。

小林武司議員。

○5番（小林武司君） はい。水田の廃止、調整のことに入りますけれども、結局、みんな来年から自由に作付、田んぼをつくっていいというような解釈の人がかなり多いかと思いますが、実際には県から一応目標値を示されて、それをまた村でも各農家に協力を要請するということになるわけですか。

結局、本当の自分の意思というもので、協力はしないでもいいということは言っているのかどうか。その辺、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先ほど村長がお答えさせていただきましたとおり、今年までの国からの数量の目標の配分という、もう決められたものは来年度からは廃止になります。ただ、やはりそこで農家の皆さんがいいだけつくってしまうと、どうしても米の供給と需要というところで、米が単純に安くなってしまうとか、そういったこともあるものですから、それを是正するために目標値というような言い方で国から県、県から我々市町村へ、という形で降りてくるものがございます。

好きにつくっていいかと言われてしまうと、極力、目標値についてご協力願いたいというような周知で村は進めないと、なかなか米が余るような状況もあるものですから、そういったところで目標値についてはぜひともご協力をいただきたいといった内容で周知をしていく予定でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） この問題については、J A松本ハイランドでもそういった質問が出て、29年の方針としては一応、自主的に生産調整をお願いするということで、20万俵は販売は可能であるということと、それからJ Aの目標としてはやはり40%ぐらいの調整をしてもらいたいということになっております。

一番問題は、米の値段が、今年、1万3,000円か4,000円、60キロ切っているわけですが、1万2,000円から1万1,000円ぐらいになると、もう誰も、赤字になるか

ら米はつくらなくなる。そうなった場合、特に山形の場合、山際の水田、非常に今でも大型機械とかそういうのは入りにくい。また、生産性も低いということで、借り手も、今まで借りていても機械を壊してしまったとか、もうやめたとか、そういうのが出てきているわけで、今後、山形の山沿いの米は非常においしいけれども、やはり生産には向かないということで、荒廃地化する可能性があるわけです。

そういったときに、もし排水事業ができれば、大型機械も入る、給料が少ないにもかかわらず米の味がいいということで、販売もそんなに難しくないということも考えられるわけですが、その排水事業、最近、そういう田んぼで何人かが上畔の関係へバックホーを持って行って、ある程度広く排水の水を引くようにしているわけで、要するに昔の暗渠排水がほとんど利用できなくなっているということで、そういう作業が始まった。そういったものに補助というようなことは村で考えられないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問をされても、ただいま3の生産調整廃止の問題でありますので、通告されていない質問ですので、取り下げていただきたいと思います。生産調整の村の対応についてお願いします。

小林議員。

○5番（小林武司君） 関連がないわけではないので、結局、遊休荒廃地化がますます進む可能性があるもので、米をとにかく自由につくって、特に主食米というか、飯米農家とか、そういった人たちも、今までみんな協力していたけれども、これは自分の田んぼで、排水事業さえできれば、今度はつくってもいいということならつくるといふ人もいということで、そういったところにも補助とかそういうことが考えられれば、何人かはやりたいという人も聞いているもので、もしありましたら。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 小林議員のご指摘の湿田の小坂の特に、山際に沿ったところの湿田地帯だと思いますけれども、比較的、山形村の農地はまだ遊休荒廃農地というのが少ないわけですが、水田、特に湿田であって、面積が20アールですか、2反歩以下というところは目に見えて荒廃遊休農地になりつつあるというのが現状だと思います。

地元の水田をつくっている方も、例えばセリであったり、レンコンというような話もあったり、何とかしなければという思い、何とかしたいという意見は何つておりますし、そういう話も聞いております。これは村がまだどうすればいいかという、どういふ希望があるかという、それも把握できておりませんので、今ここでどうこうする

ということもなかなか言えないことではありますが、いろいろ具体的なものが出てまいりましたら、またそのときに判断をさせていただきたいと思っています。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 1つの水利組合で何人かそういう人たちがあれば、もしかすれば多面的支払い交付金の関係にも使えるかなとは考えられますが、そういったことも考え、なるべく荒廃化しないで、この際、暗渠排水がだめになっているもので、そこら辺をやればかなり改善されると思いますので、そういったことも少しずつ検討していただきたいと思います。

そういったところが名指しで来るのですね。安曇辺りから、山形の山沿いの米はないかと。そういう味がわかっている人は、いざとなると、やはり味だけは強みだと思っています。

いろいろほかにもしゃべりたいことが、話が下手だし、あまりうまくあれしてなかったもので、この辺で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

以上で、小林武司議員の質問は終了しました。

ここで休憩にいたします。50分まで休憩をいたします。

休憩。

（午後 2時40分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時50分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位6番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、それでは質問事項1「子育て支援施策」を質問してください。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席番号3番、新居禎三です。

本庄村政になって約3カ月。いよいよ本格的に稼働し始めたところでありますが、

今回出された本庄村長の施政方針について、抜粋して３点ほどお伺いしたいと思います。

最初に子育て支援の施策についてですが、今回の議会でも提案されておりますが、保育料の軽減や小学校低学年における少人数学級の実施など、子育て支援が重要だということで、いろいろ示されておりますが、今回、私は小学校の給食費についてお伺いしたいと思います。

現在、小学校の給食費の未納保護者はそんなに数は多くないとお伺いしていますが、期限までに納付のなかった家庭への連絡など、学校職員の業務負担は大変大きいと思われます。近隣市町村では業務効率化のため、給食費についても公会計化しているところや、また研究を始めているところも出ています。公会計にすることにより、自動引き落としの金融機関も増やせたり、保護者の利便性も図れると思います。山形村では検討できないかお伺いします。

２点目として、保護者の経済格差が増す中で、子育て支援として給食費を無償化している自治体が県内でも３自治体あります。無償化すれば前項の公会計化も必要なくなるわけですが、無償ができなくても給食費の一部を補助できないかお伺いします。

通告による最初の質問です。よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 子育て支援施策についての質問にお答えします。ご質問の相手が村長と教育長となっておりますけれども、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えを申し上げます。

まず、１番目のご質問の近隣市町村では給食費について公会計化しているところ、また研究を始めているところも出ているが、村でも検討できないか、についてであります。最初に山形小学校の給食費に関して、その状況を述べさせていただきます。

今年度の状況で申し上げますと、給食費は１食当たり２８０円、給食日数は２０２日で、年間給食費は５万６,５６０円になっています。給食費の納入については、口座振替で年１０回とし、初回の口座振替で引き落としができなかったときは、期限を設け、再度の引き落としを行い、再度の振り替えによっても引き落としができない場合は、該当者へ通知文書を送り、それでも納入がない場合は、直接電話で納入依頼をすることとしております。これらの事務は、栄養教諭等の協力を得ながら、主として村費事務職員が

対応していますが、校長、教頭や学級担任が納入依頼の電話をすることもあり、学校職員が負担感を感じる場面となっております。一方、未納の状況ですけれども、平成28年度末で世帯数3世帯、未納額でおよそ17万円ほどとなっております。

給食費に関する状況は以上であります。学校職員の負担感を少しでも減らし、子どもと向き合う時間を確保し、教育環境の充実を図るという観点から、給食費の公会計化は望ましいものと考えます。なお、公会計化するにあたっては、会計システムの変更や事務手続に要する経費等が新たに発生するものと思われませんが、給食費公会計化の実現へ向け検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「保護者の経済格差が増す中で、給食費の一部補助の検討ができないか」についてであります。給食費については保護者の負担感があるかとは思いますが、保護者にとって負担感の大きなものは現在、保育料であると思われ。まず、保護者の負担感が大きいと思われる保育料について負担軽減を図ることを優先し、その後の状況を見る中で、給食費も含めた保護者負担の軽減のあり方について考えていきたいと思。い。ます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 最初の公会計化については、望ましいので検討するというご返答だったと思います。

そこでお伺いしますが、現在、お伺いしたところ、28年度末、未納が3名の保護者で約17万円ということでしたが、この欠損についてはどのような処理をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 引き続き、今年度で徴収をする予定で、納入の依頼をしております。ほぼ滞納で3月末で繰り越された分につきましても、今年度中には納入がされる見通しということで、学校からは聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 引き続き督促をしていくということですが、先ほど教育長の答弁にもありましたが、事務職員はじめ先生方の負担もかなり大きいものと思われ。そういう意味で、山形村も公会計を検討していくということで、大変望ましい方向だと思。い。ます。あ。っ。て。は。な。ら。な。い。こ。と。で。す。が、給食費、小学校だけでも総額にすると大変大きなお金になってきます。万が一、現在、私会計で不正等があった場合に、公会計でない場合、なかなか見つけにくいというか、公にならない部分ですから、わから

ない部分がありますので、そういう意味で一刻も早く公会計にするのが望ましいと思われまます。

そういう意味で、現在ではもう既に、全国的に約3分の1の市町村が公会計にしているということです。検討中を含めると、半分ぐらい、50%やるということですが、当然そこで公会計にするにあたっては、システムの構築等に経費がかかるとは思います、その辺の、検討はこれからだと思いますが、どのような形で導入していく手はずというか予定を考えているのか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） システム設計につきましては、学校の栄養教諭、事務職員等を交えて、どういう仕組みにしていっていいかということを検討する予定にしております。システム設計をお願いする予定の業者さんには、大体今後の進め方等を含めて打ち合わせを近々持つようなことで話は進めております。

実際には、システムの制度設計ができて、全保護者から口座振替の依頼書をご提出いただいて、そのあと、システムの稼働試験をやって、では実際に何年度から本格稼働ができるかというのはまだこれから打ち合わせをする中で検討しますが、できるだけ早い時期に公会計化に向けてシステムが稼働できればというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今言われたように、できるだけ早いほうが望ましいのですが、システムをつくるにあたっては相当な村としての出費は必要だと思います。私が調べた中では、やはり大きな市町村だとそんなでもないのかもしれませんが、小さな町村にとってはその分の経費というのは大変かかる部分で、私が調べた範囲では、既にシステムをつくっている会社等は結構あるみたいです。規模によって額が違ってくるのかどうかまでは確かめておりませんが、そういう意味で平均すると200万円ぐらいはかかるだろうという部分で、大きな負担になってくるのかと思いますが、今言いましたように、小さな町村では大変大きな負担ですから、中には町村職員がシステム設計をしたというところもあるやに聞いております。そこは経費にして10万円ぐらいで済んだという話であります。

山形村にそういうのができる職員がいるかどうか、私は確かめておりませんが、もしできるならそういう範囲で、経費が安く済むような形でという、システムをつくるにあたっては当然、いろいろなところへ紹介して、安いほうがいいのですが、その辺

のお考えはどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 小規模な給食費を取り扱うような状況であれば、自前のシステムをつくっていくということも可能なことかもしれませんがけれども、山形村のように現在、５５０から６００食を年１０回でお支払いをしていただき、その都度納付の通知を出していくということになれば、職員でシステムを設計してということはかなり困難かなと思います。どうしても汎用性のあるシステムも含めて、山形村の給食費徴収に合ったようなものを設計していくということになると思います。

予算については、これから幾つか周辺の状況を聞く中で、どんなところがどんなことをやってきたのかを見て、また検討してまいりたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○３番（新居禎三君） 素人がやるにはなかなか難しいものだと思いますから、当然、業者を探してやることになると思いますが、そういう意味で、山形村、給食費だけではなくてほかにもまだ私会計で処理している部分があると思いますので、汎用性のあるといいますか、システムをつくった段階でほかにも転用できるようなシステムをできれば構築いただければ、今後の経費も安く済むのかなと思っております。そういう意味で、ぜひ慎重に検討していただければと思っております。

さて、２番目の給食費の補助ですが、今、教育長が言われたように、保育園の保育料がまず優先課題だということで、保育料については条例改正を含めて本庄村長の肝いりの施策でありますから、早速始まることになると思いますが、給食費についても現在、日本全体で１，０００ちょっとの市町村がある中で、約２００の市町村、２０％です、補助をしています。そのうち４４の市町村は無償化。長野県で見ますと、人口の少ないところで人口増加施策も兼ねて給食費無料化かな、という部分であると思いますが、補助を出している中では、この近隣では松川村、ここは山形以上に人口減少がありません。むしろ、まだ増えているかもしれません。でも、年間についてそれぞれ保護者に、年間ですが１万円ずつ補助を出しているということをお伺いしております。阿南町は半額を補助しているということですが、ぜひ保育園も保育料が一段落すれば、次の検討課題だと思いますが、その辺、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 国の相対的貧困率を求めるための統計調査によりますと、相対的貧困率が高い年代というのが３０歳未満のところで高くなっている傾向にありま

す。そうしますと、ちょうど子育てでいいますと保育園周辺ごろかなと思われそうです。やはりここの保育料のところで負担の軽減をまず図り、その後の状況を見て、学校の運用金も含めて給食費のあり方というものを検討することがいいかなと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 当然、保育園児の親御さんは年齢も若いわけで、先ほど来ありましたように、貧困家庭、いわゆる貧困が多いということで、よくわかります。

ただ、当然、若い世代でも小学生がいる家庭もあります。そういう意味で、先ほど、最初の部分でもありましたが、村長の施政方針の中に財政の問題でもやはり人口増加を図っていかなければいけないということで、そういう若い世代にとって魅力ある村という部分では、給食費も大きなファクターとして占めるのかと思います。ぜひその辺を、村の予算も当然限られていますから、その中で難しい部分もありますが、少額でもいいから手始めに補助を出していくという部分で、ぜひ今後の検討課題にしていただければと思います。要望で最初の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、次に、質問事項2「観光事業について」を質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは観光事業について質問します。

村の経済活性化のためにも、観光事業の促進は重要なファクターであります。既存の資源を結びつけて事業展開を行えば、多様化する価値観の昨今、インバウンドや国内旅行者、その他に魅力ある観光資源になり得ると私も思います。村長の施政方針にもありました。そこでお伺いします。

観光事業を行う手始めに、まず山形村を知っていただく必要があると思いますが、先ほど来もありましたが、山形村というブランド力の向上など、村としては今後どのような情報発信を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目として、多くの自治体が既に活用している地域おこし協力隊を、先ほど増澤議員の質問にもありましたが、観光振興に活用するお考えはあるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の２番目の「観光事業について」のご質問でございますが、お答え申し上げます。

まず、１番目のご質問でございます「観光事業を行う手始めに山形村を知っていただく必要があるが、ブランド力の向上など、村としてどのような情報発信を考えているか」でございますが、山形村では県内の各関係機関、例えば県の観光部、松本広域連合、日本アルプス観光連盟、町村会、村の観光協会などへパンフレットの配布をし、長野県にお見えになっている方々への周知を図っているところであります。また、楽市楽座などの県内物産展への出展の際にもパンフレットの配布を行い、年間約３，５００部の配布を行っております。

また、県外では、首都圏にあります県の観光情報センターにおいてもパンフレットの掲示や県外での物産展の際にもパンフレットを配布し、こちらは年間１，０００部ほどを配布しているという状況であります。

それとあわせて、村のホームページによる情報発信や各関係機関のホームページへリンクをする、広域観光サイトへの情報掲載などを行っております。まだ十分とはなっておりませんが、そういったことで山形村を知っていただく努力をしているというところであります。

次に、２番目のご質問の「多くの自治体が既に活用している地域おこし協力隊を観光振興に活用する考えは」ということでありますが、長野県内でも８割以上の市町村がこの地域おこし協力隊を活用しているという状況であります。山形村としましても、観光振興に限らず、農業の支援活動や村の情報発信などで活動をしていただけるかどうか、検討しながら取り入れていくように考えているところであります。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○３番（新居禎三君） わかりました。今、観光の情報発信については、町村会や近隣の楽市楽座、銀座ＮＡＧＡＮＯ等にパンフレットを配布しているということですが、その中でもありましたが、以前私も伺いましたのですが、以前伺いましたときには、首長が違いましたが、ホームページは新たに更新する予定があるとお伺いしました。つい最近も見ましたが、新しい情報は入っていましたが、ホームページ自体は以前のまかなと思うのですが、近々ホームページをもっと見やすいといいますか、使いたいものに変える予定はございますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） ホームページの管理については総務課で取り扱っているわけですが、以前よりは見やすくというような形の中で、細部については改善はしておりますが、全体を変えるということはまだ考えてはおりません。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、やはり特に観光とかで来られる方、インバウンドを含めてですが、インターネットの時代なのですね。パンフレットも確かに有効かもしれませんが、当然、パンフレットはその場所へ行ってもらってこないとわからないわけで、インターネットは今、それこそパソコンがなくてもスマートフォンでも見られる時代ですから、そういう意味で非常に重要な、有効なツールだと思うのですが、たしか、前回お聞きしたときにはスマートフォンでも見られるようなホームページに変えたいというお話を聞いたのですが、残念ながらまだそこまで行っていないという部分で、それはそれでぜひご検討いただきたいと思うのですが。

今、村長も言われているように、インバウンドも含めて、体験型の観光というのが結構流行っているというか、日本人も含めて、特にグリーンツーリズムですか、農業体験等をしながら自然を味わうという旅行形態も結構増えているように思います。そういう意味で、村長が言われるような観光を、山形村の資源をあるものを一体的に活用して観光振興していければと思うのですが、観光とちょっとずれるかもしれませんが、つい最近も長野県がやっている楽園信州移住セミナーですか、今度愛知県だったか、名古屋かどこかで開催されると。県内の市町村も、10市町村ぐらいでしたかそこへ出展すると県のホームページに出ていました。

最初に村長の答弁もありましたが、今まで山形村に移住とかしてもらおうという情報発信は、恐らく山形村は何もしていなかったのではないかと思います。そういう意味で、県はいろいろな施策をやっていますが、今後、観光とちょっとずれるかもしれませんが、そういうところを利用しながら情報発信していくお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の移住ということに関連して、例えば空き家であったり、空き家の周りの山林や畑というようなものをどう活用するかという問題が当然出てきていると思っております。これは移住というよりも、山形に住んでいる、例えばアパートに住んでいる方が古民家を探しているとか、そういった話はたまに聞くことがあります。では、どうするかという話になりますと、どこを紹介するかという話になっても、「あそこは空いているけれども」ということはわかるのですが、ではそれを本当

に貸してくれるのかという話と、いろいろな制約といったものもあったり、実際にはまだ紹介ができるデータになっていないというのが現状であります。

今年の予算にもお願いいたしましたが、まず空き家のデータ化、空き家を調べていただいて、100戸以上あるようでありますけれども、そのうち実際にそれが貸せま
す、売りますという希望のある方は、推測ですと、多分3分の1とかそれぐらいではないかと思われます。そういったこともありますので、まだそういった準備はできていないのですが、これからの大きな、山形村が行わなければいけない施策になってく
るというふうに認識はしております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、村長が言われたように、空き家については役場で調査を始めた段階だとお伺いしております。当然、調査をして、ではどういう活用ができるのかという部分。もちろん、持ち主の意向もありますから、難しい部分もあると思いますが、そういう意味で2番目に申し上げた地域おこし協力隊。実際に今、ほとんどの自治体、長野県はもう61市町村、283人いらっしゃるということで、最近それぞれ市町村の募集を見ていると、何をやってくださいとか、仕事内容を特化して募集しているところが多いです、最初と違って。そういう意味で、空き家活用でもいいと思いますし、観光情報発信という部分で、私が言いましたように、インターネットとかホームページをつくれるとか、そういう才能にたけた人は都会にはいっぱいいると思います。そういう人たちを採用して、そういう面でやっていただければ、かなり有効な手段かなと思っておりますが、ぜひ検討いただけるということでしたので、早急に、地域おこし協力隊についても検討していただいて、そういう面で観光振興並びに移住促進だとかそういうところで山形村の情報発信をしていただきたいというお願いをしてこの質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、次に、質問事項3「交通手段の確保について」を質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは「交通手段の確保について」ですが、少子高齢化社会を迎え、高校生や高齢者の交通手段の確保が重要なテーマとなってきています。本庄村長の施政方針にもございましたが。そういう意味で、村では8月から福祉バスの利便性向上に向けての準備がなされていると思います。そこでお伺いします。

この部分については、3月の定例会で西牧議員も一般質問されてますが、3月と

今回とでは村長さんが変わっておりますので、新しい村長のお考えをお聞きしたいと思います。

最初に、福祉バスは高齢者・障がい者などへの移動手段の提供として運行されていますが、山形村でも通学や近隣市町村との連携、少ないですが観光客の移動手段など、現在ある福祉バスを運行時間帯の拡大等をして、公共交通機関としての運行はできないかお聞きします。

2番目として、現在、福祉バスは保健福祉課、その他の公共交通機関は総務課というように担当が分かれております。今回の福祉バスの改正においては、連携がとられていると思いますが、公共交通という観点から見れば担当は1つの課で行ったほうが効率がよい運用ができると思いますが、所見をお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「交通手段の確保について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問であります「福祉バスは、高齢者・障がい者などへの移動手段の提供として運行されているが、運行時間帯の拡大等をして、公共交通機関としての運行はできないか」ということであります。福祉バスの運行見直しについては、当初、8月から運行変更を予定しておりましたが、他の公共交通機関のダイヤの改正があるという情報がありましたので、いろいろ調べたところ、接続の利便性の向上も重要なポイントであることから、5月の広報でもお知らせしましたが、新体制での運行は10月以降というふうに延期をさせていただいております。村民の皆様には、この間ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて、福祉バスの利用対象者であります。原則65歳以上の高齢者、身体障害者手帳等を交付している方とその介護者、それから妊婦の方や子育て中で運転が困難な方などを対象に運行しております。松本シルバー人材センターに委託をして運転をお願いしているというところであります。

今回の見直しで2台体制での運行に変更いたしますが、福祉バスの運行目的、運転手の確保の面からも、目的が福祉という側面がありますので、学生や観光客を対象にして運行時間の拡大というところは想定しておりませんし、今のところ予定はしておりません。対象者以外で利用を希望される方については、保健福祉課へ相談をしていただければ、臨時的に対応をしたいと考えてはおります。

次に、2番目のご質問の「現在、福祉バスは保健福祉課、その他の公共交通機関は総務課と担当が分かれております。担当は1つの課で行い効率がよい運用ができないか」ということでありますが、福祉バスの見直しについて他の公共交通との接続による利便性向上の観点から、現在も両課で連携しながら調整をしております。当面、1つの課でというふうには考えておりませんし、その分は連携しながら村民の交通手段の確保という同じ目的でありますので、検討はしていきたいと思います。

これも2つの課にまたがる問題で、よく縦割り行政の弊害という側面があるわけですが、行政目的が福祉であるというところと、高校生の通学手段の確保という、少し行政目的が違うものですから、このところは2つの目的に向かって、たまたま1個の事業が行われているというような解釈をしております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 福祉バスの定義を広げる気はやはりないということですが、そういう意味で、村長は「福祉、福祉」と言われますが、いわゆる村民全体にとっての福祉は、ではどうなのかという部分でいけば、せっかくバスを買って、運行体制を拡大して、走らせるわけですね。お客さんがいっぱい乗っていようが1人乗っていようがかかる経費はほとんど変わらない。そういう意味で、よく公共交通の中で言われるのですが、空気を運んでいてももったいないではないか。せっかく走らせるのなら、多くの人が簡単に利用できるように、今、保健福祉課に連絡してもらえればということですが、それでは公共交通機関ではないのですよね。

だから、これは道路運送法の絡みで、私、調べてみました。国土交通省運輸支局に聞いてみましたが、今、山形村でやっている福祉バスは無償でありますから、いわゆる道路運送法上は誰が乗ろうが何ら問題はありません、という返答をいただきました。ただし、国土交通省としては、ちゃんとした法律にのっとった公共交通にしてほしいという希望はあります、とは言われました。ただ、法律上は、誰が乗れるようにしても問題はないと、国土交通省の返答でしたが、そういう意味で、ぜひ、せっかく走らせるのなら無駄がないようにお願いしたいのですが。

あともう1つ言いますと、国土交通省の道路運送法にのっとる公共交通機関にすれば、当然、法律上の手続等、面倒な部分がありますが、バス購入にしても、検討会を開くにしても、いろいろな補助金メニューがあるわけです。これは以前から、私、言っているのですが。村長のいう財政の苦しい村ですから、なぜそういうのを利用しないのか、そういう意味で縦割り、保健福祉課がやっているからそうなのか、その辺も

含めてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、ご質問いただきました高校生の交通手段というふうに見たときに、今、松本のコミュニティバスですか、それを利用して通学する方が結構多いという状況で、1台は満杯で先に出ていくというような状況になっているようです。私もそのところを詳しく承知しているわけではないのですが、そういった事情も聞いておりましたので、この老人福祉というところを目的に福祉バスを走らせる。それはそれで今のところ十分回っているかなという判断で行っております。

ただ、今、議員のご指摘の、これをうまく使う方法ということは、これからも考えていかなければいけない問題だと思いますし、高校生の問題も本当にうまく回っているかというのも、もう一度、この運用と絡めてしっかり見ていきたいと思います。

担当課長で何か補足があれば説明お願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今回のご質問で、運行時間帯の拡大というご質問の趣旨で私も村長と相談させていただきながら答弁を作成させていただいたところですが、今は8時半から16時48分の範囲内で運行しておりまして、先ほどお話ししましたとおり、他の交通機関の関係の絡みがありまして、担当としては現時点で最良と思われる運行体制にしたいということで、10月に遅れるところは重ねてお許しをいただきたいと思います。

学生の方については、今、村長が申し上げましたように、コミュニティバスですか、朝日の村営の広丘線のバス、あとはアルピコ路線バスについては総務課で補助しながら、そちらの3路線が高校生が利用される路線の公共交通と呼ばれるものになると思いますけれども、高校の始業時間が大体8時40分ぐらいという認識がありまして、大抵他の公共交通機関に役場辺りで乗られる学生の皆さんは、7時前には出ていくということで、現在、2台体制になって、当初、28年度から関係の運行のシルバー人材センターですとか他のアルピコ交通さん、西部コミュニティを運営している協議会の方と調整していく中では、7時前にシルバーの方、現時点で運行体制で、シルバー人材センターでお願いする運行体制というのはかなり厳しいというところもありまして、現在は平日ということもあります。

先ほど、事前にご相談いただければというようなのは公共交通ではないというようなご指摘もいただいておりますけれども、先般、高齢者福祉運営協議会がございまし

て、昨年度から福祉バスの運行の見直しについてご意見をいただいている中でも、ご意見の中で利用者の拡大ですとか、例えば事前の登録制ですとか、そういう部分でやれたらどうだというご意見もいただいていますので、現在の平日の８時半から１６時４８分の中での利用については、要件的には高齢者と障害者手帳等をお持ちの方と、交通弱者という広い意味にありまして、その交通弱者に学生が当たるかどうかというところはあるのですが、今のところ、議員のおっしゃるとおり、いつでも乗れなければ公共交通でないというご指摘がございますが、できるだけ現状の運行体制で柔軟に、もしご利用されたいという方の申し出があれば、相談させていただいて、ご利用をしていただければと事務方では考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○３番（新居禎三君） では、ちょっと視点を変えます。今、長野県では信州ディステーションキャンペーンですか、いわゆる観光客を呼び込めということで、県もいろいろなことをやっております。その中で、信州ナビというスマホ用のアプリが開発されております。そこには、観光地の紹介、宿の紹介をはじめ、あるのですが、その中に交通機関のアプリがあります。例を申しますと、私もダウンロードしてやってみたのですが、朝日村から松本市立病院への交通機関を検索すると、朝日村から一旦広丘へ出て、ＪＲで松本駅へ、それで上高地線で行けという、このルートしか出てきません。

先ほど来言っている、西部コミュニティバスと山形村の福祉バス、朝日村のバスを使えば簡単に行けるのですが、残念ながら山形村の福祉バスは誰にでも開かれたバスではないという位置づけだそうです。私、県に聞いてみました。「なぜ福祉バスは載らないのですか」と聞きますと、「高齢者や障がい者などに限定されているバスであるので、何も知らない人が乗って問題があった場合に県は責任をとれませんので、それは載せません」と言われました。では、仮に「無償輸送で、道路運送法にのっとっていないバスだけれども誰でも乗れるようになると、信州ナビの中に入りますか」とお聞きしました。「それは当然、入れます」という返事をいただきました。

その辺を考えると、いるかどうかはわかりませんよ。でも、実際に朝日村から市立病院へ行かれている方は、現在も利用されていると聞いていますので。そういう意味で、なぜ高齢者や障がい者などの縛りにこだわるのか、私には理解できないのですが、その辺、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 限定の部分でございますけれども、現在、一般の方の交通手段として、山形から市立病院に行くような場合は、コミュニティバスが今、C路線、D路線、E路線ということで、アイシティ等で若干乗りかえがございますけれども、行けるような状況にはなっていると思います。

今、福祉バスということで運行している中で、アルピコ交通の路線バスの関係ですとか、西部コミュニティの関係の運行についても、先ほども村長が申し上げましたように、6時45分台の役場からの部分は学生の利用者が多いということで配慮していただいて、3台ほど車を出していただいているような状況もありますので、一概に山形村の福祉バスが誰でもいいよということを大きなアナウンスでしてしまいますと、他の公共交通への影響が個人的には大変懸念されているところですので、そこは慎重に配慮して、今後もし村長等の意向でそのような拡大の部分がある場合でも、慎重に対応しなければいけないというふうに担当課では認識しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、課長が言われましたが、アルピコ交通山形線、西部コミュニティバスと山形村の福祉バス、並行している部分はほとんどないと思うのですよね。そういう意味で、逆に言いますと、福祉バスが誰でも乗れるようになると、山形村の奥の方だって、アルピコ交通のバス停まで、近くまで福祉バスに乗って行って、路線バスに乗りかえるという利用の仕方がうんと増えると思うのですよね。そういう意味で申し上げているのですが、コミュニティバスとアルピコ交通の路線バスがバッチィングする部分はほとんどないと思っております。その辺が理解できないのですが。もう一度、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員おっしゃるとおり、路線接続についてはできるだけ干渉しないような路線設計になっておりますが、私の説明の仕方が不適當かもしれませんが、そういう部分では村の公共交通、一般の方を補完していただいているほかの公共交通とは慎重に協議をしながら対応をしていかなければいけないという趣旨で申し上げたところでございます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） その辺、松本市をはじめ、アルピコ交通と検討していただいて、より利便性のいいものにしていただければと思います。

そういう意味で、本庄村長になって、アルピコ交通の助成金も半額助成ということで、いろいろ今まで以上に公共交通に関しての肩入れといいますか、やっていたい部分では大変ありがたいのですが、さらに、時間もありませんので、私の思いをちょっと言いますが、半額助成にしても、そんなにはお客さんが増えていないのかなという部分で、今、元気な人は「そうはいつでもバスは利用しないよね」と。一旦、マイカーにシフトした人がなかなかバスに戻ってくるというのは、よほど運転ができなくなるとか、そういうことがない限り、難しい部分でありますから、余計に行政としては啓蒙をしていただきたいと思っております。

そういう意味で、松本市はつい最近も、バスデー松本、200円でどこまででも乗れるということをやったりしていますが、ノーマイカーデーというのもやっています。その中で、これはあくまで私の提案ですが、ぜひ、前にも言いましたが、山形村でも月に1回ぐらい、ノーマイカーデー、それぞれの事情がいろいろあると思います。でも、今度は上大池の本庄村長ですから、朝、役場へ来るのに、その日ぐらいは路線バスに乗って来てくださいよ。村長だって回数券の半額補助を受ける権利は当然あるわけですから、回数券を買えばいいではないですか。

そうやって、身近なところからやっていただきたいのと、あとは、高校生の通学に関して、結構見ていると、路線バスのバス停まで自宅から自転車で来る方もいらっしゃいます。そういう意味で、それぞれのバス停、面積の問題とかありますが、簡単なものでいいと思いますが、自転車が置けるような駐輪場の整備、あとはほとんどのところは屋根がありますが、雨風をしのげるような設備ぐらいは行政として「公共交通に乗ってくださいよ、これだけやっていますよ」という姿勢を出さないと、なかなか皆さんバスに乗ってくれないと思います。それは、みんながみんな、いつまでも元気であればいいのですが、高齢化社会の中で、いつかは車も運転できない、そういう日が来るのですよね。そのときに、バスがないと困りますので、利用促進を図っていると思います。

ただ、なくなってからいろいろ言うては遅いので、そういう意味でいろいろな施策で、みんなが乗っていただけるような施策を行政が率先して、いろいろなイベントでもいいですし、ノーマイカーデーのチラシでもいいですよ。そういうことをぜひやっていただきたいというお願いをして、最後に村長の所見をお伺いできればと思います。

○議長（平沢恒雄君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　私、2カ月ぐらい前ですか、コミュニティバスに波田まで210

円で乗ってみたことがあります。今の新居議員のご指摘にあります、まさしく言われておりますのは、福祉バスというのが無料で今、運行しております。その無料で運行するという意味は、山形村の人に乗ってもらうという、そういう限定といいますか、税金をそこへ投入しているわけでありますから。ですので、朝日村の方がそれを使う場合には、やはり幾らかは負担していただくというようなことが原則になると思います。

今ご指摘の中にもありましたけれども、これから年をとってこられて、自分の免許証をいつ返すかと。これも最近、よく話題になっている問題であります。そのときに、行政側がどういう対応をするかということも話題になるという時代でありますので、福祉バスは福祉バスという観点ですし、公共の足という、特に山際から路線バスの停留所までどうするかという問題、これは現実として行政課題としてあることですので、それはまたそういった視点で検討したいと思いますし、長期計画もこれから5年の計画を立てる時期になっております。そういったことも含めて、また検討の課題にしたいと思います。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ今後に禍根を残さないような形で、公共交通がいつまでもあるような形にできるようにお願いしたいと思って、質問を終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） これで本日の一般質問はすべて終了しました。本日は、これにて閉議し散会といたします。

（午後 3時47分）